

安全管理マニュアル

制定日：令和5年12月1日

幸愛保育園
幸愛学園児童クラブ

はじめに：当マニュアルについて

1. 安全管理マニュアル作成にあたって

幸愛保育園は、2011年3月9日、保育中に園児が落下し、鎖骨を骨折するという重大な事故を起こした。

当マニュアルは、この事故を多面的に検証し、事故を再び起こすことのないように作成されたものである。

安全対策についての基本的な考え方を、保育園・放課後児童クラブに関わるすべての人が共有し、日常的な保育の場で子どもたちの安全を保障するための指針としていく。

2. 安全マニュアルの性格

当マニュアルは、幸愛保育園・幸愛学園児童クラブの保育活動中（以下、一括して「園」と呼称する）の事故を予防し、また万一事故が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための指針となるものであり、個人の責任追及を目的としたものでない。

またこれは、園児の心身の安全を最大限に保障するための、職員の主体的保育活動を援助するものである。

3. 安全管理マニュアルの管理者、管理方法

当マニュアルの管理（改訂等）は、幸愛保育園の安全委員会が行う。

安全委員会は、定期的に見直し作業を行うほか、保育園内で実際に発生する小事故、ヒヤリハット報告等に対し新たな対応策を措置した場合、また社会環境の変化に伴う新たな危険への対応策を措置した場合順次改訂を行う。

4. 安全管理の対象、範囲

ここで扱う安全管理の対象は、園児の生命（または高度の障害が残るようなもの）を費かす可能性のある保育中の事故、火災や地震等の災害、食中毒、感染症等である。

その範囲は、幸愛保育園の施設、敷地内及び（保育）業務活動を行う全ての空間、時間を対象とする。

(幸愛保育園安全委員会)

目 次

| | |
|---------------------------------------------------------|----|
| 第1章：安全管理体制について | 1 |
| 1-1. 保育園の概要 | 1 |
| （1）保育園の所在地、連絡先 | 1 |
| （2）施設概要 | 1 |
| （3）保育園内の組織とその役割 | 1 |
| （4）職員構成 | 2 |
| （5）クラス編成、定員 | 2 |
| （6）保育時間、休日 | 2 |
| 1-2. 安全管理体制 | 3 |
| （1）安全管理体制図 | 3 |
| （2）安全委員会 | 3 |
| 1-3. 緊急時の連絡体制 | 5 |
| （1）緊急時の役割、体制 | 5 |
| （2）避難場所 | 6 |
| （3）避難先の表示 | 6 |
| （4）園児の引渡し、残留園児の保護 | 6 |
| （5）保護者への連絡体制の整備 | 6 |
| （6）災害等に対する環境準備 | 7 |
| （7）緊急時連絡先 | 8 |
| 第2章：保育中の安全管理について | 11 |
| 2-1. 園児の出欠管理 | 11 |
| 2-2. 保育のタイムスケジュール | 11 |
| （1）さくらんぼ組（0歳児クラス）、うめ組（1歳児クラス） | 11 |
| （2）ばら組（2歳児クラス）、もも組（3歳児クラス）、 きく組（4歳児クラス）、さくら組（5歳児クラス） | 12 |
| （3）土曜保育 | 13 |
| 2-3. 保育中の安全対策、注意事項（全クラス共通部分） | 14 |
| 2-4. 保育中の安全対策、注意事項（クラス別） | 16 |
| （1）さくらんぼ組（0歳児クラス） | 16 |
| （2）うめ組（1歳児クラス） | 18 |
| （3）ばら組（2歳児クラス） | 20 |
| （4）もも組（3歳児クラス） | 22 |

| | |
|----------------------------------------|----|
| (5) きく組(4歳児クラス)、さくら組(5歳児クラス) | 25 |
| 2-5. プール使用時の安全対策、注意事項 | 29 |
| 2-6. 災害・事故等への対応方法 | 30 |
| (1) 地震発生時の対応 | 30 |
| (2) 落雷時の対応 | 32 |
| (3) 火災発生時の対応 | 33 |
| (4) 事故発生時の対応 | 33 |
| (5) 事件への対応 | 35 |
| (6) 食中毒発生時の対応 | 36 |
| (7) 警戒宣言(地震)が出された場合の対応 | 37 |

第3章：安全・衛生管理について

38

| | |
|---------------------------------|----|
| 3-1. 保育中の衛生管理 | 38 |
| (1) 園児の衛生管理 | 38 |
| (2) 保育室の環境 | 38 |
| (3) おむつ交換(0、1歳児) | 38 |
| (4) おもちゃの洗浄、消毒(0、1歳児) | 38 |
| (5) 保育室等の清掃 | 39 |
| (6) 消毒液について | 39 |
| (7) 砂場、掘庭 | 40 |
| (8) プールについて | 40 |
| 3-2. 給食調理室の衛生管理 | 40 |
| (1) 入室時の確認事項 | 40 |
| (2) 手洗い手順 | 40 |
| (3) 調理時の衛生管理 | 41 |
| (4) 調理器具、調理施設の衛生管理 | 41 |
| (5) 廃棄物の衛生管理 | 41 |
| (6) 行事の際の衛生管理 | 41 |
| (7) その他の注意事項 | 42 |

第4章：健康管理について

43

| | |
|---------------------------------|----|
| 4-1. 園児の健康状態の把握について | 43 |
| 4-2. 身体測定、健診について | 43 |
| (1) 身体測定、各健診について | 43 |
| (2) 身体測定、健診結果の管理について | 43 |
| 4-3. 毎日の健康状態の観察について | 43 |
| 4-4. 症状への対応 | 44 |
| (1) 微熱はあるが一般的に状態はよい場合 | 44 |

| | |
|-----------------------------|----|
| (2) 熱がある場合 | 44 |
| (3) 熱性けいれんを起こしてしまった場合 | 44 |
| (4) 嘔吐、下痢をしている場合 | 44 |
| (5) 咳が出ている場合 | 44 |
| (6) 眼充血、目やにがある場合 | 44 |
| (7) 感染症の疑いがある場合（※4～5参照） | 45 |
| (8) その他 | 45 |
| 4-5. 感染症への対応 | 45 |
| (1) 保育園で見られる感染症及び登園停止基準 | 45 |
| (2) 感染症が疑われる場合 | 46 |
| (3) 感染症が発生した場合 | 46 |
| (4) 疾患別の対応 | 46 |
| 4-6. 予防接種について | 48 |
| 4-7. 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について | 49 |
| (1) 対策 | 49 |
| (2) 無呼吸に気づいたとき | 50 |
| 4-8. 保育園における投薬について | 50 |
| (1) 原則 | 50 |
| (2) 塗り薬について | 50 |
| (3) やむをえず、薬を預かる場合 | 50 |
| 4-9. 応急処置、救命処置 | 51 |
| (1) 慌てずに正確な応急処置を行うために | 51 |
| (2) 応急処置 | 52 |
| (3) 救命処置 | 56 |
| 4-10. アレルギーについて | 57 |
| (1) アレルギー食を始めるにあたって | 57 |
| (2) アレルギー食の進め方 | 58 |
| (3) 食料品経由以外のアレルギーについて | |
| ○各種様式 | |
| ・事故報告書（様式-安1） | 59 |
| ・ヒヤリハット報告書（様式-安2） | 60 |
| ・安全委員会からのお知らせ（様式-安3） | 61 |
| ・安全管理マニュアル改訂文書（様式-安4） | 62 |
| ・避難、防災訓練報告書（様式-安5） | 63 |
| ・保育園利用届（様式-安6） | 64 |
| ・投薬依頼書 | 65 |
| ○制定及び改訂履歴 | 66 |
| ○最終ページ | 66 |

第1章：安全管理体制について

1-1. 保育園の概要

(1) 幸愛保育園・幸愛学園児童クラブの所在地、連絡先

住所：〒863-1901 熊本県天草市牛深町1047-13

電話：0969-72-2804

FAX：0969-72-2141

E-mail：kouai-001@gol.com

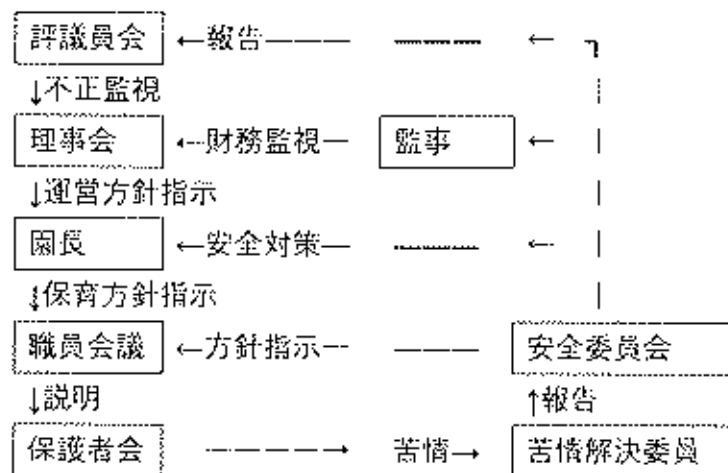
(2) 施設概要

開園日：1962（昭和37）年8月27日

敷地面積：1066.14 m²、構造：鉄筋コンクリート2階建(本館)、重鉄骨造2階建(かるがも館)、木造2階建(ふれんど館)

(3) 保育園内の組織とその役割

保育園の運営システム概略図



○各会の主な役割

- ・評議員会：4年に1度の改選によって選ばれた評議員によって構成される合議体で、法人運営の重要事項を決定する機関。役員（理事や監事）の選任や解任、役員報酬の決定、定款の変更などの重要事項について、評決で決定する。
- ・監事：評議員会より選定され、法人の業務・財務状況を調査し、監査報告書を作成する。

- ・理事会 : 2年に1度の改選によって選ばれた理事によって構成される合議体で、法人業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定解職。また職員会議・安全委員会の意見を参考に施策を講じ、保育園運営、管理の最終責任を持つ。
- ・職員会議 : 保育活動を円滑に行うために、保育上の問題点等を協議する。
- ・保護者会 : 保育内容及び保育環境の向上を図るとともに、会員相互の親睦を図る。
- ・安全委員会 : 理事会、職員会及び保護者会の代表者により構成され、保育園運営上の「安全管理」について協議する。

(4) 職員構成

| 職名 | 人数 | 備考 |
|---------|--------|---------------|
| 園長 | 1 | |
| 主任保育士 | 1 | |
| 副主任保育士 | 園児数に依る | 未満児・以上児リーダーなど |
| リーダー保育士 | 園児数に依る | 主に各保育室の担任を務める |
| 非常勤保育士 | 園児数に依る | リーダーの補佐他特殊保育 |
| 子育て支援担当 | 2 | {かるがも} |
| 学童支援員 | 3 | 学童保育を行う |
| 栄養士 | 1 | |
| 調理員 | 1~2 | |
| 看護師 | 1 | |
| 内科嘱託医 | 1 | 松本内科眼科 |
| 歯科嘱託医 | 1 | 規矩保 |

※年により若干の変動あり。

(5) クラス編成、定員

| クラス名 | 年齢 | 園児数 (概ね) | 担当保 育士数 | 備考 |
|--------|----|-------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| さくらんぼ組 | 0歳 | 9 | 3 | うめとの合同(いちご)がある 状況に応じて保育室を移動 合同保育もあり 障害児の受け入れ、乳幼児等受入促進事業、一時保育事業がある。 |
| うめ組 | 1歳 | 9 | 3 | |
| ぼら組 | 2歳 | 9 | 2 | |
| もも組 | 3歳 | 9 | 2 | |
| きく組 | 4歳 | 9 | 1 | |
| さくら組 | 5歳 | 10 | 1 | |
| 合計 | | 60 | 12 | |

※年により若干の変動あり。

この他、定員40の幸愛学園児童クラブがある。

(6) 保育時間、休日

<保育時間>

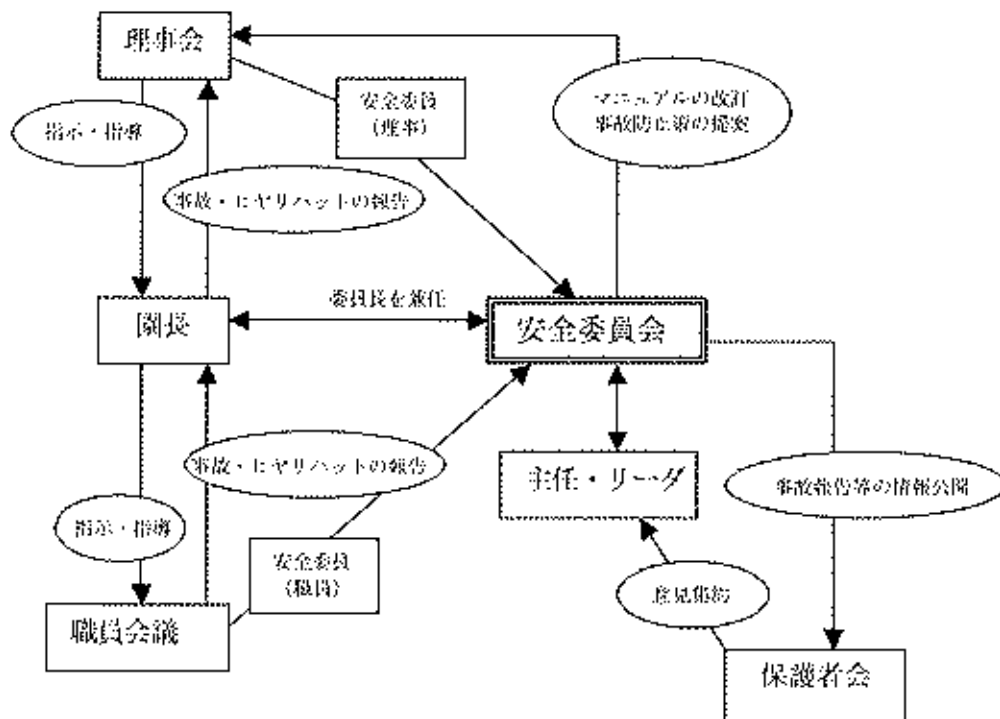
| 曜日 | 通常保育時間 | 備考 |
|-------|------------|-------------|
| 月～金曜日 | 7:00～18:00 | 19:00まで延長あり |
| 土曜日 | 7:00～18:00 | |

<休日>

| 名称 | 日数 | 備考 |
|---------|--------|-------------|
| 日曜日、祝祭日 | 原則休日 | 事前申請により休日保育 |
| 夏期 | 原則通常保育 | |
| 運動会の代休 | 原則無し | |
| 年末年始 | 6日間 | 12月29日～1月3日 |
| 年度末 | 原則無し | |

1-2. 安全管理体制

(1) 安全管理体制図



(2) 安全委員会

○安全委員会、係の組織

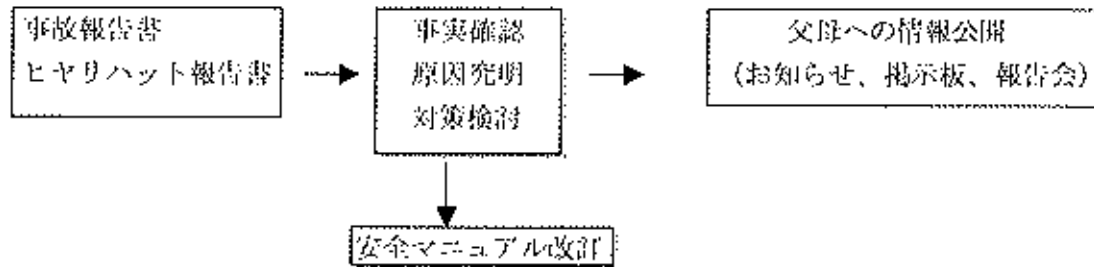
・安全委員は、主に園長、職員各数名から構成される。委員長は園長とする。

○安全委員会の役割

・事故対策（ヒヤリハット事例を含む）

事故が発生した場合、関係職員は事故報告書を作成し園長に提出する。また事故には至らなかったが危険性があり、改善すべき事項が生じた場合、関係職員または職員の安全係はヒヤリハット報告書を作成し園長に提出する。

園長（委員長）は、重大事故が起きた場合には保護者会を開催して保護者に事故状況を説明し、原因を救命したうえで再発防止策を協議し、安全計画を改定する。



・安全管理マニュアルの管理、事故資料のデータベース化

事故報告書、ヒヤリハット報告書に対し、対策を取った場合には、安全管理マニュアルの改訂を行う。また事故資料を整理してデータベース化する。

・安全判断

保育園の設備、保育上安全に係わる変更（新設備の導入や、既存設備の変更、保育体制の変化等）がある場合、また保護者から危険箇所を指摘された場合には、それについて調査検討する。

・投書箱の管理

保護者からの安全管理に対する意見や危険箇所の指摘などを随時受け付けるための投書箱を設置し管理する。

・安全点検

各種点検（設備、散歩経路等）、安全訓練等が適切に行われているか確認する。

・安全教育

父母、職員向けの研修会を開催する。

○安全委員会の作成する文書の管理方法

| 文書の種類 | 作成担当者 | 園内承認者 | 管理方法等 | 備考 |
|------------------------------|---------------|-------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 事故報告書 (様式-安1) | 担当職員 | 園長 (委員長) | 非公開 年度毎、日付順にファイル | 園長から各委員に回覧する 場合は実名等を消去 |
| ヒヤリハット報告書 (様式-安2) | 担当職員 または委員 | 園長 | 非公開 年度毎、日付順にファイル | 園長から各委員に回覧する 場合は実名等を消去 |
| 安全委員会からの お知らせ (様式-安3) | 委員 | → | 掲示 - 希望者へ配布 バックNo.も含めてファイルしたものも公開 | 公開する場合は対象父母に許可 を得る |
| 安全管理マニュアル 改訂文書 (様式-安4) | 委員会 | → | 全戸配布 | 改訂時には改訂履歴を更新する |
| 安全委員会ニュース その他お知らせ | 委員 | → | 全戸配布 バックNo.も含めてファイルしたものを公開 | |
| 検査 | 検査者 | → | 非公開 年度毎、日付順にファイル | 各委員に回覧する場合は実名等 を消去 |

1-3. 緊急時の連絡体制

(1) 緊急時の役割、体制

○指揮権順位

- ・園長
- ・主任保育士
- ・副主任保育士
- ・保育士（複数の場合は各年度始めに決めておく）
- ・フリー保育士（複数の場合は各年度始めに決めておく）

○役割分担

| 役割 | 担当者 | 備考 |
|----------|---------------------|--------------|
| 防災（火）責任者 | 園長 | |
| 通報係 | 主任保育士 | 110、119等への通報 |
| 非常持ち出し係 | 事務員・強化補助員 | |
| 避難誘導係 | 総責任 | 園長 |
| | 保育室・子育て支援センター・学童保育室 | 各担任 |
| | 調理室 | 担当調理師 |
| 消火係 | 3名程度 | 原則として付近にいる者 |

※朝夕の保育時

通報、避難誘導、人数の把握：当番保育士（2名以上）

※延長保育時・学童保育

通報、避難誘導、人数の把握：当番保育士（2名以上）および学童支援員

※土曜保育時

（午前）通報、避難誘導、人数の把握：1階、2階の早番保育士および学童支援員

(午後) 通報、避難誘導、人数の把握：1階、2階の遊番保育士および学童支援員

(2) 避難場所

- 第一次避難場所（人数確認、けが人の応急手当等行う）
 - ・ 園庭(火災・地震)
- 第二次避難場所（園舎が危険な状態の場合移動する）
 - ・ 正門前駐車場(火災・地震)
- 第三次避難場所（保護者に引き渡すまである程度時間を要する場合）
 - ・ 須田公園(火災、地震により園舎倒壊の恐れがある場合)
 - ・ 裏山(津波の恐れがある場合)

(3) 避難先の表示

保育園を離れる場合は、行き先がわかるように門に掲示を出し、メールを配信する。また災害用伝言ダイヤル（171）へ避難場所等を登録する。

※災害用伝言ダイヤルの使用法

- 情報を登録する場合（保育園関係者が父母へメッセージを残す場合）
 - ・ 「171」をダイヤル
 - ・ 音声案内に従って「1」をダイヤル
 - ・ 保育園の電話番号「0969-72-2804」をダイヤル
 - ・ 伝言内容を録音
- 情報を開きたい場合（父母がメッセージを開きたい場合）
 - ・ 「171」をダイヤル
 - ・ 音声案内に従って「2」をダイヤル
 - ・ 保育園の電話番号「0969-72-2804」をダイヤル
 - ・ 伝言内容を聞く

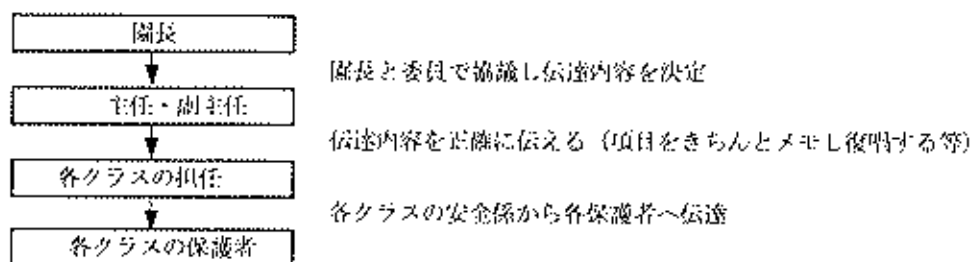
(4) 園児の引渡し、残留園児の保護

- ・ 地震、火災、風水害等の災害、事件、事故等により通常の保育が不可能となった場合、園児は速やかに保護者に引き渡す。また引渡しの際は、名簿と照合のうえ日時を記入する。
- ・ 保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保育園または避難場所において保護者が引き取りに来るまで保護する。

(5) 保護者への連絡体制の整備

- ・ 毎年4月に連絡名簿を作成し、各担任で連絡体制の確認（連絡名簿の配布、分担等）を行う。天草WEBの駅メール配信システムの名簿も更新する。
- ・ 散歩用携帯電話に父母の緊急連絡先を入力しておく。

- ・緊急連絡に際しては、全職員で協議し伝達内容を決定し、分相して保護者に連絡する。



緊急連絡の流れ

(6) 災害等に対する環境準備

| 項目 | 実施時期 | 備考 |
|------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難、防災訓練 (安全委員会に、避難、防災訓練報告書[様式-安リ]を提出) | 毎月 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路、避難方法の確認（障害物等の撤去：5,10月） ・園の外周フェンス等の確認（毎月） ・非常用持ち出し用品のチェック（9月） ・溺死を含めた避難訓練（5,10月） ・消火器使用法習得のための訓練（年1回以上） ・救命処置訓練（年1回以上） ・非常警報設備等の保守点検、消火用具の点検（年2回以上） |
| 設備の整備等 | 随時 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常用持ち出し用品を、踊り場、各保育室に常備する。 ・大型遊具や戸棚等は金具等で固定する。 ・ピアノはキャスターを撤去する。 ・カーテンは防災処理したものを使用する。 ・さくらんぼ組におぶり組を4本常備する。 |
| 防災計画の提出 | 変更時 | ・設備等に変更が生じた場合に消防署へ届け出る。 |
| 地域住民との関係構築 | 随時 | |

※非常持ち出し用品の内容

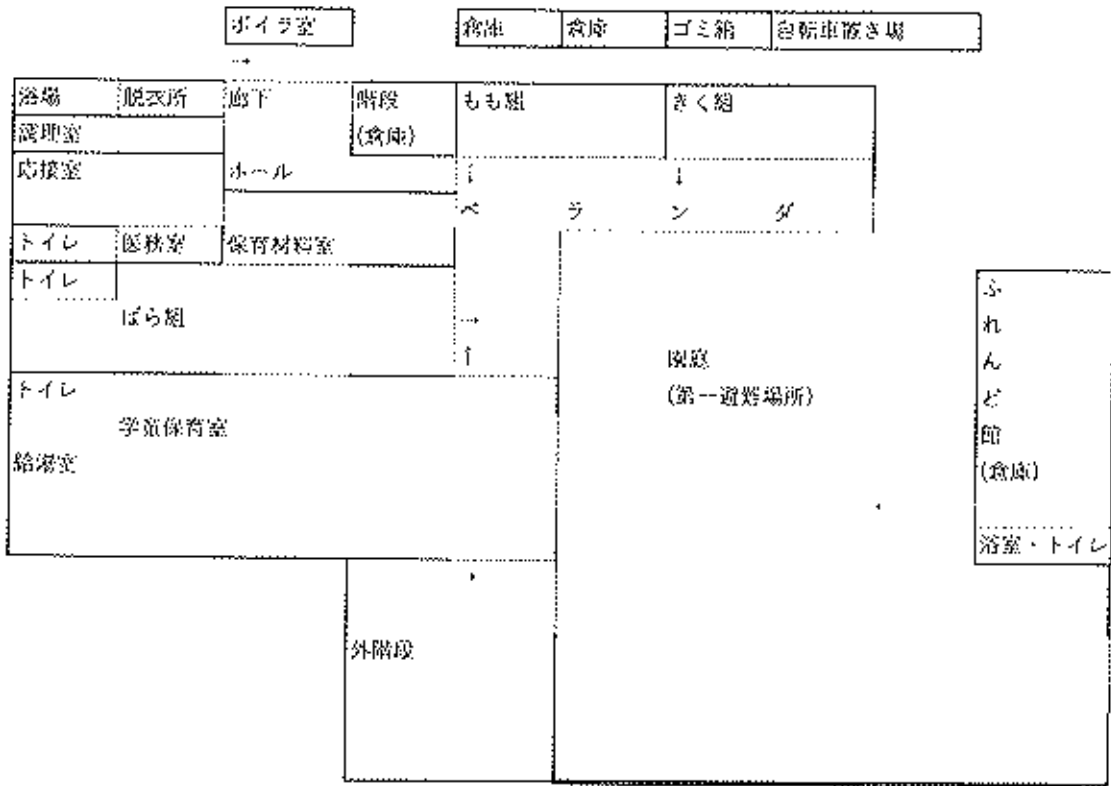
- 救急箱 ○非常食 ○水 ○紙オムツ ○お尻拭き ○ラジオ ○懐中電灯 ○電池
- ゴミ袋 ○タオル ○ティッシュ ○筆記用具 ○連絡名簿（コピー数部）
- 重要書類（災害発生時に持ち出し） ○携帯電話（災害発生時に持ち出し） ○携帯トイレ

(7) 緊急時連絡先

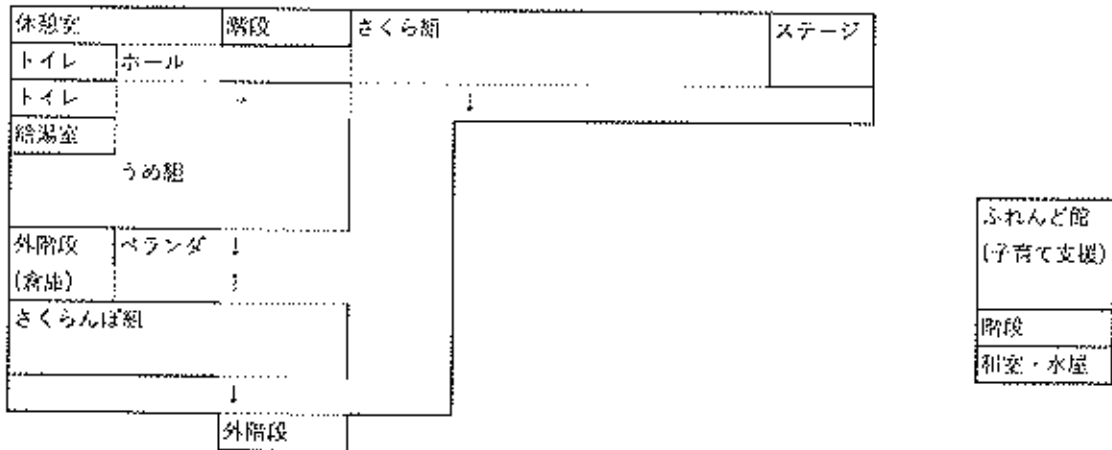
| 緊急連絡先 | 電話番号 | 住所その他 |
|----------------------|----------------------|------------------|
| 警察 | 110 | <事件、事故> |
| 牛深警察署 | 0969-73-2110 | 天草市久玉町5705番地4 |
| 消防 | 119 | <火事、救助、救急車> |
| 南消防署 | 0969-73-2519 | 天草市久玉町1216-13 |
| 西保健福祉センター | 0969-75-3301 | 天草市河浦町白木河内223-11 |
| 天草市子育て支援課子育て支援係 | 0969-27-5400 | 天草市東浜町8-1 |
| 天草市子育て支援課子供相談係 | 0969-22-0404 | 天草市浄南町4-15 |
| 熊本県小児救急電話相談 | 096-364-9999 | |
| 天草地域医療センター(小児救急医療拠点) | 0969-24-4111(事前電話必要) | 天草市亀場町食場854-1 |
| 天草市立牛深市民病院 | 0969-73-4171 | 天草市牛深町3050 |
| 松本内科眼科 | 0969-72-2833 | 天草市久玉町5716-6 |
| 規矩歯科医院 | 0969-72-2175 | 天草市牛深町1522-9 |
| NTT | 113 | <電話の故障> |
| 災害案内 | 0969-23-5800 | <災害発生状況> |
| 災害用伝言ダイヤル | 171 | <避難時の伝言の録音、再生> |

火災時 第一避難場所

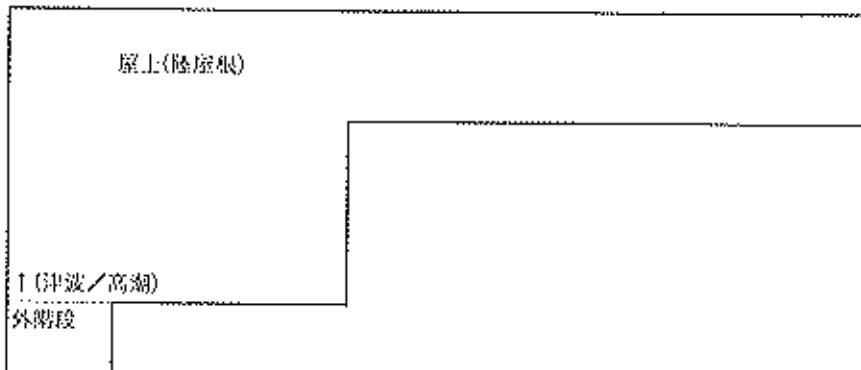
1階



2階

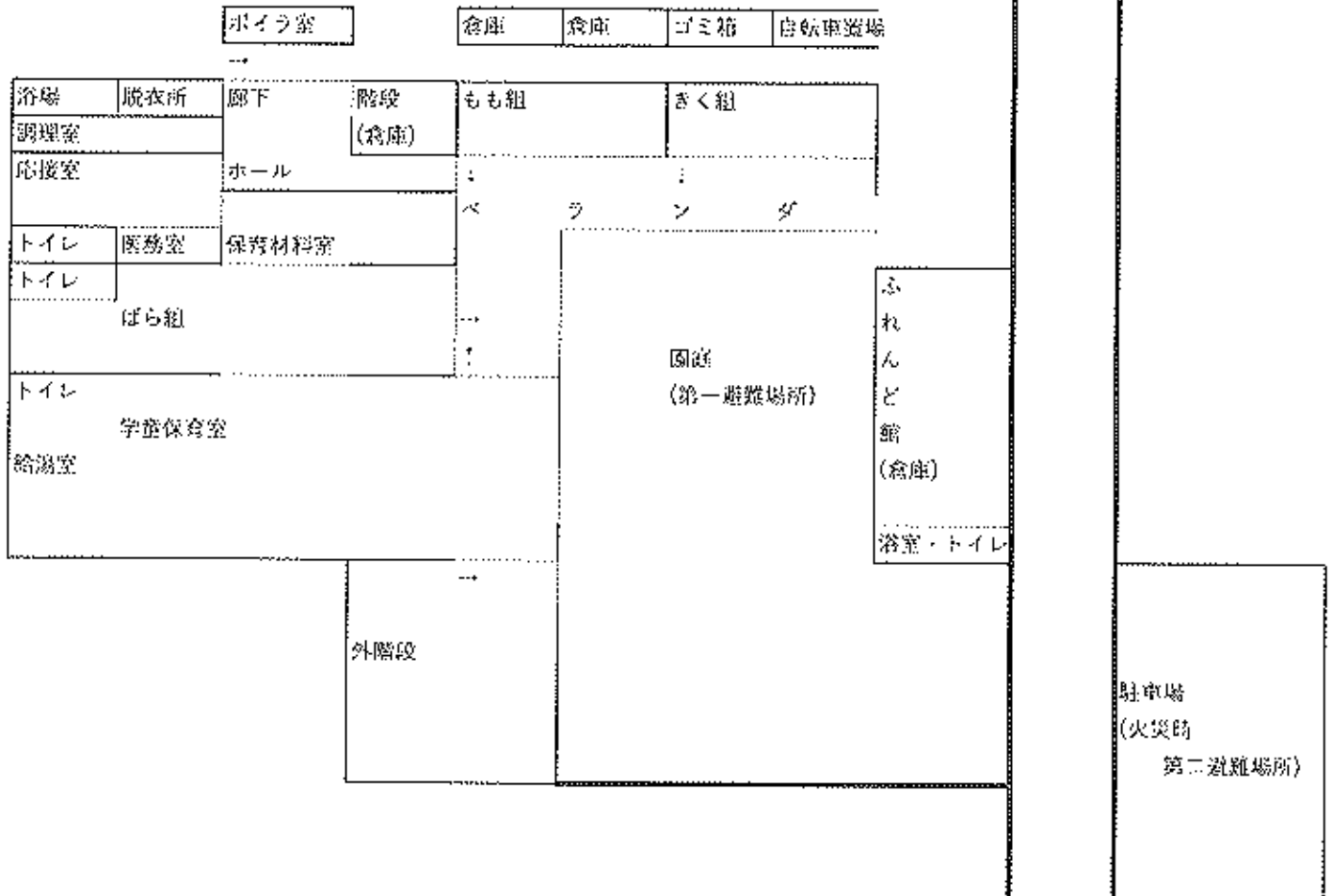


3階



火災時 第二避難場所

1階





火災時第三
避難場所（火災時と地震津波時では異なる）

第2章：保育中の安全管理について

2-1. 園児の出欠管理

○全園児の出欠状況および欠席事由を以下の手順で把握する。

- ・登園、降園時には、保育士が保育出席簿に子どもの受け渡し時間を記入する。
- ・病気等により欠席する場合、保護者は電話、FAX、アプリ等を用いて、保育園に欠席事由とともに連絡する。
- ・家庭の事情（帰省、旅行等）により欠席する場合は、日程が決まり次第連絡ノート、アプリに記入する等して保育園に連絡する。

2-2. 保育のタイムスケジュール

※学童保育は下校時間が変動的であるため記載しない

(1) さくらんぼ組（0歳児クラス）、うめ組（1歳児クラス）

| 時間 | 内容 | 保育士数 | 保育士の勤務時間 | 保育士の動き |
|----|--------------|----------------------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 7:00 (開園) | 1名 | | [2階入り口で受け入れ] 保育室の整理・整頓、保護者から受け入れ、健康状況チェック、伝言を受ける。保育士1人が登園状況（人数確認等）の把握を担当する。 |
| 8 | 混合保育 | 2名 | | |
| | | 3名 | | |
| 9 | 9:00 クラス別保育 | 5名 | | |
| | | 6名 | | |
| 10 | | | | |
| 11 | 11:00 昼食 | | | |
| 12 | 12:00 睡眠 | 7名 基本は うめ3名 さくらんぼ4名 (適宜休憩・交替) | | |
| 13 | | | | |
| 14 | 14:30 (起床) | | | |
| 15 | 15:00 おやつ | 8名 | | |
| 16 | 16:00 クラス別保育 | 7名 | | |
| | | 6名 | | |
| 17 | 17:30 | 4名 さくらんぼ2名 うめ2名 | | |
| | 18:00 混合保育 | 3名 さくらんぼ2名 うめ1名 | | |
| 18 | 18:30 延長保育 | 2名 | | |
| | 19:00 (閉園) | | | |

注1) 昼食、睡眠時間はクラスによって若干の差がある。

注2) 18:00～19:00の時間帯は、1階と2階の保育士のいずれかが入る。

(2) ばら組(2歳児クラス)、もも組(3歳児クラス)、きく組(4歳児クラス)、さくら組(5歳児クラス)

| 時間 | 内容 | 保育士数 | 保育士の勤務時間 | 保育士の動き |
|----|-------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | (開園) | 2名 | | [1階ホールで受け入れ] 保育室の整理・検閲、保護者が来園交代入れ、服装状況チェック、伝言を受ける。保育士1人が2階通路で、在園状況(人数確認等)の把握を担当し、その他の保育士は、その人数分の遊び場を設定する。ただし検閲に当たる場合は2人以上の保育士が付き、そのうち1人は出入りの人数を把握する。 |
| 8 | 混合保育 | 4名 | | |
| 5名 | | | | |
| 6名 | | | | |
| 9 | 9:30 | クラス別保育 基本は ばら2名 もも2名 きく1名 さくら1名 フリー1・2名 | パート保育士 休憩、事務時間(各1時間)を交代で取る | |
| 10 | 11:00 | | | |
| 11 | 昼食 | | | |
| 12 | 12:30 | | | |
| 13 | 睡眠 | {8名の時間は交代するパート1名含む} | 注2 | 保育士1人が2階通路で、お迎え状況(人数確認等)の把握を担当し、その他の保育士は、その人数分の遊び場を設定する(保育士の人数の減少に伴って遊び場の数を減らしていく)。 |
| 14 | 14:45 | | | |
| 15 | 15:00 | | | |
| 16 | 16:00 | 7名 | 注2 | 注2 |
| 17 | 18:00 | 5名 | | |
| | | 4名 | | |
| | | 3名 | | |
| 18 | 18:00 | 2名 | 注2 | 注2 |
| | | 2名 | | |
| 18 | 18:00 | 延長保育 | 注2 | 注2 |
| | | 2名 | | |
| 18 | 19:00 | (閉園) | 1名 | 注2 |

注1) 昼食、睡眠時間はクラスによって若干の差がある。

注2) 18:00～19:00の時間帯は、1階と2階の保育士のいずれかが入る。

※午睡中の保育士の動き

(うめ、さくらんぼ)

| 保育士 | 時間 | | | | |
|--------|--------|----|----|----|----|
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 保育士 | [勤務時間] | | | | |
| パート保育士 | [勤務時間] | | | | |

注1) [] 日休明けや検閲など記入人数が変動する時間を示している

注2) [] 時間帯は1時間ずつ交代で交替に入る(1階/2階)など記入人数が変動する時間を示している

(ばら以上児)

| 保育士 | 時間 | | | |
|--------------|--------|----|----|----|
| | 12 | 13 | 14 | 15 |
| ばら1名 | [勤務時間] | | | |
| さく、さくらのいびのいび | [勤務時間] | | | |
| きく1名 | [勤務時間] | | | |
| さく、さくらのいびのいび | [勤務時間] | | | |
| フリー保育士 | [勤務時間] | | | |
| 延長保育士 | [勤務時間] | | | |

注1) [] 日休明けや検閲など記入人数が変動する時間を示している

(3) 土曜保育

| 時 間 | 内 容 | 保育士 数 | 保育士の 勤務時間 | 保育士の動き |
|-----|----------------|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 7:30 | (開 園) | | 【1階ホールで受け入れ】 保育室の整理・整頓、保護者から受け入れ、健康状況チェック、伝言を受ける |
| 8 | | 混合保育 | 1名 | |
| | 9:00 | | 2名 | グループ別保育では、その日の保育人数、年齢によって異なるが、3つ位のグループに分かれて保育することが多い(例：①いちご、②ばら、③めろん)。 |
| 9 | | グループ別保育 | 3名 | |
| 10 | 11:00 | | | |
| 11 | | 食 事 | | |
| 12 | 12:30 | | | 事務時間を交代で取る |
| 13 | 14:45 | 睡 眠 | 4名 | |
| | | | 3名 | |
| 14 | 15:00 | (起 床) | | |
| 15 | 16:00 | おやつ | 2名 | |
| 16 | 17:30 18:00 | 混合保育 | | |
| 17 | | 閉 園 | 1名 | |

2-3. 保育中の安全対策、注意事項（全クラス共通部分）

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○生活

- ◆保育士は全体が見渡せる場所に位置づく。
- ◆園児だけで遊ばせたり、部屋の外へ行かせない。
- ◆戸や窓の閉鎖時には手足を挟まないように気をつける。
- ◆除去食をしている園児の給食は、食べさせる前に名前と内容を確認する。
- ◇転ばないように靴下を脱ぐ。

○室内

- ◆当園直後に室内を見回し、置いてある衣類や寝具などに百足や蜂などの刺咬性害虫の有無を確認し、いた場合は駆除する。
- ◆目の届く範囲で遊ばせる。
- ◆園児の手の届く高さに、落下した場合に危険を及ぼすものを置かない。
- ◇走り回らせない。
- ◇物を投げさせない。
- ◇テーブル、棚、暖房器具の上には上がらせない。
- ◇椅子の上に立たせない。
- ◇椅子は2つ以上重ねない。
- ◇園児だけでベランダに出させない。
- ◇階段や窓からは物を落とさない。
- ◇階段の手すりに上がらせない。

○ホールなどでの集団遊び・巧技台

- ◆体育用具を使用する場合は、周辺にマットを敷く。
- ◆巧技台などの体育用具は使用后すぐに片付ける。金属製フックのような突起物は壁側・奥側にし、園児が当たらないようにする。邪魔なく手前になる場合には毛布などを被せておく。
- ◆手足をはさまぬよう扉の閉鎖には特に注意する。
- ◇園児だけで遊ばせない。
- ◇3階の屋上には出させない。
- ◇ピアノのふたを開けさせない。

○園庭

- ◆光化学スモッグ注意報発令中は屋外での活動は行わない。
- ◆不審者情報が出た場合、園庭に出ない。
- ◆遊んでいる園児全体に目を配り、同時に門の外の不審者や害獣、害虫の有無にも留意する。居た場合職員同士で連絡を取り合い、場合によっては避難し通報する。
- ◆入出時には人数を確認する。
- ◆鉄扉の開閉は保育士が行う。
- ◆玄関への通路へ行かせない。
- ◆遊具の陰など見通しのきかない所には特に注意する。
- ◆毎日使用前に遊具の点検を行う。
- ◆固定遊具で遊ばせるときは保育士がつく。
- ◆コンクリ敷の箇所は走らせない。

○散歩・遠足

◆光化学スモッグ注意報が発令された場合は園外での活動は中止する。外出中に発令された場合、速やかに屋内に避難するかバスで救援に向かう。

◆不審者情報が出た場合、中止する。

◆園児全体に目を配り、同時に近辺の不審者、害獣、害虫の有無にも留意する。居た場合職員同士で連絡を取り合い通報と同時に安全な場所に園児を誘導する。

◆散歩コースの危険箇所（自動車や自転車の往来、死角、猪熊野犬猿蜂などの出現）を事前に確認する。

◆1クラスにつき2名以上の保育士が引率する。

◆携帯電話、救急パックを所持する。

◆行き先をホワイトボードなどに書く。

- ◆出発時、帰園時、目的地出発時等必要に応じて人数確認を行う。
- ◆門から出る時は、最初に保育士が出て自転車の往来等危険が無いか確認してから、園児の移動を始める。
- ◆先頭と後方に保育士がついて園児を把握し、また間隔があまり開かないようにする。
- ◆交差点の手前では必ず一旦停止する。信号機のある交差点においては信号が赤から青に変わった時点で横断を始める。
- ◆車の出入りに注意する。出入りのありそうな場合は必ず一旦停止させる。
- ◆市電・乗合バスなどは定停・バス停からの飛び出しに留意する。段差や隙間に注意して1人ずつ乗せる。急停車することもあるため、なるべく座席に座らせるか、保護棒などにしっかり捕まらせる。満員の場合は乗車を見送る。
- ◆死角になる所では全員が揃うのを確認する。
- ◆遊歩道等で自転車が通るときは膝によけて一旦停止させる。
- ◆保育士が見えない所、人気のない所、見通しのきかない所へは行かないよう、現地で行ってよい範囲を園児に伝える。
- ◆動物（馬等）に触れさせる時は、飼い主に確認（かむ癖の有無等）を取ってから触れさせる。
- ◇平をつないでいるときは走らない。
- ◇保育士より前を歩かせない。
- ◇車道側を歩かせない。
- ◇「走らないでね」、「待っててね」と声をかけ、止めて待たせる。

○公園など

- ◆全体：不審者・害虫・害獣が潜んでいないか確かめる。発見した場合園児を集合させ、警察に通報する。
- ◆滑り台：ぐらつき、腐食の有無を確認する。木の枝が伸びてかかっているか確認する。
- ◆砂場：犬糞の糞、釘・ガラス片などの異物を確認する。
- ◆鉄棒・雲梯：腐食、ぐらつきや握り棒部分の固定を確認する。
- ◆ジャングルジム、登り棒：高さと腐食、危険な箇所の有無を確認。緊急時に保育者が入れるか確認する。
- ◆ブランコ：チェーンの摩耗変形、指はさみの危険、座部や柵のぐらつきを確認する。
- ◆埋め込みタイヤ：ぐらつきや腐食を確認する。
- ◆その他、大型遊具など：木製などの場合、経年劣化や白蟻などによる腐食の有無を確認する。
- ◆公園などでは危険な生物(メリケンタキソウ、漆、ダニ、百足、スズメバチ、セアカボケゴモ、ヒアリ)などの情報を常に集め、常に周囲に気を配る。
- ◆危険者情報が出た場合は散歩を中止する。

○給食時

- ◆食前に手洗いを行わせる。また水分を摂らせる。
- ◆園児は正しい姿勢で座らせ、歩いたり立ちながら食べないようにする。
- ◆食事中は目を離さない。お迎えが来たり電話がなっても、安全性が確保されなければ応答しない。
- ◆吐いていたり機嫌が悪い場合は無理に食べさせない。
- ◆食事中の体調変化に留意する。寮息時の応急処置を受け、エビペンの使用法を習熟しておく。
- ◆アレルギー園児の情報(写真付き一覧)を共有しておく。
- ◆アレルギー食は調理責任者にせず責任を持って最終チェックを行う。
- ◆食欲・食べ方・表情・速度を観察する。

2-4. 保育中の安全対策、注意事項（クラス別）

(1) さくらんぼ組（0歳児クラス）

①0歳児の特徴

「見る、握く、触れる、味わう、嗅ぐ」という5つの感覚が急激に発達していく時期である。この5感を働かせながら「見たい」「触れたい」気持ちに支えられて、新しい姿勢、運動機能を獲得していく。運動機能の獲得が進むと、段差を登り始め、高さを好むようになるが、高さの認識は月齢によって異なる。おもちゃ等を手に持つようになると口に入れて噛める。0才前半の受け身状態から、徐々に人や物に囲わり始めるようになると、大人のしていることや使っている物に関心を示す。良し悪し、安全と危険の判断はつかない。

②保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○生活

- ◆食べ物をお口の中に詰め込み過ぎないように注意する。
- ◆ミルクを間違えないように、哺乳瓶には名札をつける。
- ◆寝返りができるまでは、堅めの綿布団を使用し、うつ伏せ寝をさせない。
- ◆園児が寝ているときには保育士がつく。
- ◆冬季の午睡時、暖房を調節する（低温やけど、突然死、アトピー性皮膚炎のかゆみ等の防止のため）。
- ◆口に触れる可能性のあるおもちゃは消毒する。

○室内

- ◆月齢にあわせておもちゃを選択する。
- ◆誤飲しない大きさのおもちゃを与える。
- ◆なめて遊ぶ時期には、可能な限りプラスチックのおもちゃを与えない。

○1階ホール

- ◆段差をスムーズに移動出来ない園児がいる場合は、段差の下にマットを敷く。
- ◆高さの認識が出来ない園児が木馬、三角滑り台、ベンチ等で遊ぶ場合は、保育士はそばに寄り添う。
- ◆月齢に合わせて三角滑り台、ベンチ等の高さをセッティングし、周辺にはマットを敷く。
- ◆1歳児と合同でホールを使用するときは短時間にし、1歳児との囲わり方に特に注意する。

○園内

- ◆階段の移動時は踊り場で見守る。
- ◆部屋の前にある推のネジは必ず締める。

○園庭

- ◆砂や草等を口に入れないように注意する。
- ◆複数グループで活動するときは、園児の動きに特に注意する。

○散歩

- ◆ベビーカーからの乗降時にはブレーキをかけ、落下にも気を付ける。
- ◆池の周辺、交通量の多い道路付近では、ベビーカーから降ろさない。
- ◆たばこ、空き缶、ゴミ等落ちていたものを口に入れないように特に注意する。
- ◆園児が拾い持つ棒等に注意する。

(2) うめ組 (1歳児クラス)

① 1歳児の特徴

友だちや大人のまねをする気持ちが育ってきて同じようなことをする。歩行が確立する時期である。自分で体勢を変え、その場飛びや、高さのあるところからの飛び降りができる。大人の簡単な言葉がけで行動できるようになりはじめるが、禁止の言葉がけでは(「いかないで」「しないで」といわれる)行動を止められない。安全/危険の判断はつかない。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○生活

- ◆口に触れる可能性のあるおもちゃは消毒する。

○2階テラス

- ◆滑り台、雲梯、鉄棒など遊具の下にはマットを敷き、保育士がつく。
- ◆0歳児と一緒に過ごすときは、優わり方を伝える。

○園内

- ◆階段は一緒に移動する。
- ◆部屋の前にある柵はロックする。

○園庭

- ◆門が閉まっていることを確認する。
- ◆声をかけながら見守り一緒に遊ぶ。
- ◆砂や草や虫等を口に入れないように注意する。
- ◆スコップの使い方や、砂場での遊び方を伝える(人に砂をかけない等)。

○散歩

- ◆ワゴン、ベビーカーの乗り降りをするときはブレーキをかける。
- ◆川・海・用水路の周辺、交通量の多い道路付近では、ワゴンから降ろさない。
- ◆たばこ、空き缶、ゴミ等落ちていたものを口に入れないように特に注意する。
- ◆園児が拾い持つ棒等に注意する。

(3) ばら組(2歳児クラス)

① 2歳児の特徴

友だちや大人のまねをする気持ちが増えてきて同じようなことをする。歩行が確立する時期である。自分で体勢をかえたり、その場飛びや、高さのあるところから飛び降りることが出来る。大人の簡単な言葉がけで行動できるようになりはじめるが、禁止の言葉がけでは(「いけないで」「しないで」といわれる)行動を止められない。安全、危険の判断はつかない。

動きも活発になり、「なつたつもり」で走り回る。また高いところに登ったり飛び降りたりする。危険に対する判断力がなく、禁止すると一時的には止められるが、同じ事を繰り返す。友だちのまねが好きで連れ立って遊ぶことが多くなる。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○室内

- ◆興奮して走っているときは止める。
- ◇玩具を投げない。
- ◇布引入れ・押入れの中に人らない。

○1階ホール・学童保育室

- ◆巧技音を片付けるときは高く積まない。
- ◆巧技台、体育用具を設置する場合は、くずれないようにする。
- ◆保育士がつく。
- ◇ロッカーには上がらない。

○2階テラス

- ◆滑り台、雲梯、鉄棒など遊具の下にはマットを敷き、保育士がつく。
- ◆0、1歳児と一緒に過ごすときは、関わり方を伝える。
- ◆滑り台では反対のぼりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。

○2階保育室

- ◇机には上がらない。
- ◆ステージに上るときは保育士が付き添う。

○園庭

- ◆門が閉まっていることを確認する。
- ◆声をかけながら見守り一緒について遊ぶ。
- ◆砂や草や虫等を口に入れないように注意する。
- ◆スコップの使い方や、砂場での遊び方を伝える(人に砂をかけない等)。

○散歩

- ◆散歩ロープを握らせる。
- ◇保育士より市道側を歩かない。
- ◇走らない。

(4) もも組 (3歳児クラス)

① 3歳児の特徴

動きも活発になり、「なつたつもり」で走り回る。また高いところに登ったり飛び降りたりする。危険に対する判断力がなく、禁止すると一時的には止められるが、同じ事を繰り返す。友だちのまねが好きで連れ立って遊ぶことが多くなる。

「何だろう」「自分でもやってみたい」という疑問や好奇心、挑戦意欲が旺盛になり、行動範囲が広がる。大きい子のまねをしたり、こんなこともできるんだと言わんばかりに自信を持ち、何でもやりたがる。友だちといると安心し、求めるようになる。その分、友だちの行動に動かされやすく、いたずらといわれることや、危ないこと、やってはならないことを真似したがる。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○案内

- ◆おもちゃ等を片付ける場合は高く積まない。
- ◆はさみ等は必ず保育士と一緒に使用し、使用後は速やかに片付ける。

○1階ホール・学童保育室

- ◆巧技台を片付けるときは高く積まない。
- ◆巧技台、体育用具を設置する場合は、くずれないようにする。
- ◆保育士がつく。
- ◇ロッカーには上がらない。
- ◆他のクラスと相談して使用する。

○2階保育室

- ◇机、窓には上がらない。物には触らない。

○園庭

- ◆滑り台では反対のぼりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。
- ◆おもちゃの片付け方を伝える。
- ◆仲良く安全に遊べるように園児全体を連携して見守る。
- ◇滑り台に遊具などを持って登らない。
- ◇×マークのある箇所は登らない。
- ◇揺れをしたら保育士に報告する。
- ◇ボールは人にぶつけない。
- ◇乗用遊具で人にぶつからない。

○散歩

- ◇2人1組で手を繋ぐ。
- ◇走らない。
- ◇漫然と歩いて間隔を空けない。



(5) きく組（4歳児クラス）、さくら組（5歳児クラス）

① 3～5歳児の特徴

「何だろう」「自分でもやってみよう」という疑問や好奇心、挑戦意欲が旺盛になり、行動範囲が広がる。大きい子のまねをしたり、こんなこともできるんだとばかりに自信を持ち、何でもやりたがる。友だちといると安心し、求めるようになる。その分、友だちの行動に動かされやすく、いたずらといわれることや、危ないこと、やってはならないことを真似したがる。

集団、ゲームあそびを楽しめるようになってくるが、まだ手加減は出来ないことや自分の思いが強いので、子ども同士のトラブルになる。冒険心や探求心が育つ時期なので友だちの行動を見て自分でも出来ると思ってやってみるが、実際はうまくできないこともあって事故につながる。危険性を話題にしていくと、子ども同士でも注意しあうようになる。

集団的な活動を通して生活のきまりやあそびのルールを話し合いの中で作り守ろうとする。大人や仲間の言葉がけによって、自分の行為を調整することができる。周囲の状況を判断する力はあるが、友だちと一緒にいることが自信につながり、力以上のこともやろうとする。

② 保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を場面ごとに示すが、保育士が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○案内

- ◆園児の椅子を持ち運び方に注意する。
- ◆静的なあそびと、動的なあそびを同時に設定しない。
- ◆巧技台、ブロックあそび中の歩行には気をつけさせる。
- ◆棚の上には重い物は上げないようにすると同時に落ちないようにする。
- ◆戸棚等、園児の手の届く範囲に危険な物を置かない。

◇棚の上に物をのせない。

◇戸棚は開けない、物を出さない。

◇2階非常口（サッシ部分）で遊ぶときは、戸は閉めない。

◇窓から出入りしない。

○2階ホール、学童保育室

- ◆巧技台を片付けるときは必要以上に高く積まない。
- ◆巧技台、体育用具を設置する場合は、くずれないようにする。

◇服房、窓、戸棚の上には上がらない。

◇午睡用コザであそばない。

○2階ベランダ

- ◆滑り台では反対のぼりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。
- ◇部屋から靴を持ちベランダから出入りする。

○副庭

- ◇坂の上からタイヤや危険な物を転がさせない。
- ◇金網や赤テープのある所は登らせない。
- ◇固定遊具での渡し板はテープ（黄）より上に掛けさせない。
- ◇大きいシャベルは周りの人にぶつからないように使わせる。
- ◇フェンス、扉や木に登らせない。

○散歩

- ◇保育士より前を歩かせない。
- ◇車の多い通りでは手をつなく。
- ◇手をつないでいるときは走らない。

（6）学童保育

① 学童の特徴

「自我」が顕著に現れる時期である。また身体が発達し、大人の常識では考えられない危険な行動に出ることも多い。互いに対抗したり、場合によっては支援員にさえ反発する。

集団あそびを楽しめるようになってくるが、まだ手加減は出来ないことや自分の思いが強いため、子ども同士のトラブルになる。子ども同士でも注意しあうようになるが意固地になって素直に聞き入れられない場合も多い。

学童保育中の注意事項

ここでは、保育中の注意事項を各場面ごとに示すが、支援員が確実に実施する項目を◆、園児に保育の中で伝えていく項目を◇で区別した。

○室内

- ◆椅子の持ち運び方に注意する。
- ◆静的なあそびと、動的なあそびを同時に設定しない。
- ◆巧技台、ブロックあそび中の歩行には気をつけさせる。
- ◆棚の上には重い物は上げないようにすると同時に落ちないようにする。
- ◆戸棚等、園児の手の届く範囲に危険な物を置かない。

◇棚の上に物をのせない。

◇戸棚は開けない、物を出さない。

◇2階非常口（サッシ部分）で遊ぶときは、戸は閉めない。

◇窓から出入りしない。

○2階ホール、学童保育室

- ◆巧技台を片付けるときは必要以上に高く積まない。
- ◆巧技台、体育用具を設置する場合は、くずれないようにする。
- ◇暖房、窓、戸棚の上には上がらない。
- ◇午睡用ゴザであそばない。

○2階ベランダ

- ◆滑り台では反対のほりをしない等、滑り方を繰り返し伝える。
- ◇部屋から靴を持ちベランダから出入りする。

○園庭

- ◇坂の上からタイヤや危険な物を転がさせない。
- ◇金網や赤テープのある所は登らせない。
- ◇固定遊具での渡し板はテープ（黄）より上に掛けさせない。
- ◇大きいシャベルは周りの人にぶつからないように使わせる。
- ◇フェンス、扉や木に登らせない。

○散歩、園外保育時

- ◇支援員より前を歩かせない。

2-5. プール使用時の安全対策、注意事項

①プールの条件

- ・外気温が23℃以上であること。
- ・水温が20℃以上であること。

②プール管理の手順

- ・プールを使用する前に流水で汚れを落とす。
- ・水位は10～25cm程度とする。
- ・消毒液を投入する
- ・プール使用後は流水で汚れを落とす。
- ・プール清掃後はシートをかける。

※プールの水は毎日交換する。

※0～1歳児のプールには消毒液を使用しない。

③子どもの健康管理

- ・子どもの健康状態（熱の有無、感染症等）を保護者から聞く。
- ・プールに入る前に、保育士が再度健康状態をチェックする。
- ・水イボのある子どもには、専用の水遊びプールを用意する。

④プール遊び前の準備

- ・トイレをすませ、鼻が出ている場合は鼻をかむ。
- ・水着をつける。
- ・準備体操をする。
- ・温水シャワー（27℃程度）を全身にかける。
- ・足洗槽に入れる。

⑤プール遊び終了後

- ・全身を温水シャワー（27℃程度）で流す。
- ・水道水で目を洗う、うがいをする（4～5歳児）。
- ・タオルで拭く。

⑥プール使用時の注意事項

ここでは、プール使用時に保育士・支援員が確実に実施する項目を◆、園児に伝えていく項目を◇で区別した。

- ◆水位が10～25cm程度であることを確認する。
- ◆大プールの場合は保育士・指導員も子どもと共にいる。
- ◆子どもから目を離さない。必ずプールの内・外に1名以上監視を置く。確保できない場合はプールを実施しない。
- ◆持ち場を離れる場合には、必ず他の保育者に声をかけてから離れる。
- ◇プールのふちは登らない、腰掛けさせない。

- ◇他の子どもを押させない。
- ◇飛び込ませない。
- ◇プールの中に砂を入れさせない。
- ◇水を飲ませない。

2-6. 災害・事故等への対応方法

(1) 地震発生時の対応

①園舎内

○誘導係（主任もしくはリーダー）

- ・落下物から身を守るよう指示して避難の誘導をする。
- ・初動消火、情報伝達、施設の点検をし、園長に知らせる。

○消火係

- ・速やかに火の元を閉じ、揺れがおさまってからガスや配電盤を点検する。
- ・施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

○担任

- ・倒れやすいもの等から園児を遠ざけ、机等の下に身を隠すか部屋の中央付近で姿勢を低くして動かないように指示し、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ・戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ・乳児等介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして部屋の中央付近にあつめる。
- ・揺れがおさまったら一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行う。
- ・誘導係の指示を受けるまで園庭で座って待機し、施設内には安全が確認できるまで立ち回らない。

②園舎外（園庭、2階ベランダ）

- ・園庭では、塀、建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れのおさまりを待つ。
- ・地面の亀裂、陥没、隆起、落下物に注意する。
- ・ベランダでは揺れがおさまるまで全員座って体を確保し、揺れがおさまってから園庭へ避難する。
- ・園庭に避難後、園児の安全と人数を確認し、指示があるまで園庭で待機する。

③園外保育（散歩、遠足等）

- ・揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れがおさまるのを待ち、その後速やかに人員の安全と人数を確認する。
- ・携帯電話で保育園に連絡をいれ、保育園に応援を要請する。連絡がつかない場合は、1人の保育士が保育園に戻る。残った保育士は園児と共に近隣の安全な場所で待機する。
- ・全員が無事に自力で戻れるようなら、安全を確認しながら慎重に保育園に戻る。

④朝夕保育中

○基本的には（１）園舎内で地震が起きた場合を参考とし、その他注意すべきことを以下のとおりとする。

- ・居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- ・登園して（残って）いる園児の氏名や人数等を、保育出席簿で把握、確認して記録する。
- ・職員は、朝夕のチェック番の指示に従って行動する。
- ・随時出勤してきた職員は、速やかに応援に入る。
- ・保育園より半径２キロ以内に居住又は所在の職員は、速やかに保育園に集まる。

⑤延長保育中

- ・延長保育責任保育士は、居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- ・揺れがおさまり次第、延長出席簿にて園児の人数及び安全確認を行う。
- ・保育園から離れた場合は、園長（不在の場合は指揮権上位の者）に連絡して応援を待ち、園児を保護者に引き渡す準備をする。

⑥震災発生からの時間別対応表

| 時間的目安 | 誘導係、非常持ち出し係 | 通報係 | 消火係 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発生 | <ul style="list-style-type: none"> ◆誘導係 <ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全を確保する。 ・園庭に避難する。 ・園児及び職員の数等を通報係に報告する。 ◆非常持ち出し係 <ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品を確保する。 ・負傷した園児及び職員の応急処置等を行う。 ・安全な場所に救護スペースを設置する。 ・通報係に負傷者の人数、症状等を報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全館に震災を知らせる。 ・火災が発生していないか、非常持ち出し品や消化器が確保されたか等を確認する。 ・園児及び職員の安全確認と人数確認の報告を受け | <ul style="list-style-type: none"> ・火の元を閉じる。 ・配電盤の状況と、ガス漏れの有無を確認する。 ・火災発生の場合は可能な限り消火活動を行う。 ・消化器等で消火が困難な場合は、速やかに通報係または周りの職員に伝える。 |
| 1時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の敷地内が危険である場合は、第二次、第三次避難場所に避難する（保育園の門に行き先の掲示を出す）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検を行う。 ・周囲の建物の状況を確認する。 ・避難所への経路を確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検を行う。 ・周囲の建物の状況を確認する。 ・点検・確認事項は通報係に報告する |
| 3時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・園児を保護し、保護者へ引き渡す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の役割分担、指揮権等を確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民が避難してきた場合の対処を行う。 |

| | | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|
| 6時間 | ・残留園児を安全な場所に移動させて保護する（園外の場合は、保育所の門に掲示を出す）。 | ・テレビ、ラジオ等によって情報を収集する。 | |
| 1日 | ・残留園児を保護者に引き渡す。 | ・状況により、職員を帰宅させる。 | |
| 3日 | <p>◆保育所再開のための組織作りを開始する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を確保する。 ・園内で使用可能な部屋を確認する。 ・園児・保護者の居住状況を確認する。 ・給食の再開が可能か検討する。 給食施設、設備、消耗品等の被災状況を確認する。 応急給食の必要性を判断する。 臨時的な献立を作成する。 ・臨時のクラス編成等を検討する。 ・火災・地震・津波による倒壊などにより園舎が使えない場合、新館または須田地区健康管理増進施設での保育の準備を行う。必要に応じ家庭内保育または近隣保育所への代替保育も打診する。 ・再開の時期、方法等を、緊急時の連絡体制に従って保護者に連絡する。 | | |

（2）豪雨落雷時の対応

○豪雨落雷時の心得

- ・原則として豪雨落雷時及びその兆候が見られる場合には、屋外活動を中止し安全な屋内・トンネル内などに避難する（公衆トイレ、校舎、その他施設／企業に遠慮なく協力を要請する）。場合によっては園に救援を要請する。また朝や夕の駐車場での乗降対応の際、落雷や豪雨の場合は外に出ず、園舎内で対応する。

○落雷の兆候

- ・かすかでも雷鳴が聞こえるとき。
- ・あられやひょうがパラパラ降って来るとき。

○対応方法（屋内活動時）

- ・電化製品のコンセント、電話線をプラグから抜く。抜くことが出来ない場合には園児を1m以内に近づけない措置をとる（立入禁止とする）。

○対応方法（屋外活動時）

- ・園に戻れる場合はすぐに引き返す。場合によっては園バスで迎えに行く。また学童の下校時間と重なった場合は、学校に連絡の上迎えに行くことも選択肢に入れる。
- ・車の中は安全なので車内で避難する。
- ・登山中ならば、直ちに頂上、尾根、岩場から離れる。
- ・園に引き返す途中で、雷が近くまで来てしまったら、付近の公共施設、商店等に避難し、さらに園に救援を要請する。
- ・避難場所が全くない場合は、以下の方法を取りながら安全な場所まで移動する。
 - ◇出来るだけ姿勢を低くして移動する。
 - ◇棒状の長いものを手放す。
 - ◇落雷の間隔は約1分あるので、その間に少しずつ避難する。
 - ◇4m以下の木には近づかない。
 - ◇4m以上の木の根元から2～4mの範囲で、幹、枝、葉先から2m以上離れた場所に避難する。

◇送電線の真下で電柱から2m以上離れた位置に避難する。

○その他注意事項

- ・金属を外しても全く関係ない。
- ・レインコート、長靴などは役に立たない。
- ・テントの中は非常に危険である。
- ・鉄塔などからは45度以上の距離を取る。
- ・雷鳴が30分間隔内で聞こえている場合は落雷の危険性がある。

(3) 火災発生時の対応

①火災発生時の手順

発生時の基本的な流れ

火災発見 → 警告 → 通報連絡 → 避難誘導
→ 初期消火

②保育中に火災が発生した場合

- ・火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ・知らせを受けた職員は、火災の発生を速やかに園全体に報せ、非常ベルを鳴らし、消防署に通報する。
- ・誘導係は担任と共に園児を避難させる（園児の人数の把握及び責任者への報告）。
- ・第一発見者及び消火係は、可能な限り初期消火に努める。
- ・その後職員は、園長の指示に従い行動する。
- ・安全な場所に避難後、状況により保護者に連絡をし、園児の引き渡しをする。
- ・火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。
- ・落ち着いて行動することを心がけ、園児に動揺を与えないように努める。
- ・出火元、火まわりの具合、煙、風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。

(4) 事故発生時の対応

①事故発生時の基本的な流れ

事故発見 → 事故児への対応（応急手当、状態の観察）
→ その他の園児への対応
→ 連絡・通報（保護者、職員、医療機関等）

②事故発生時の対応

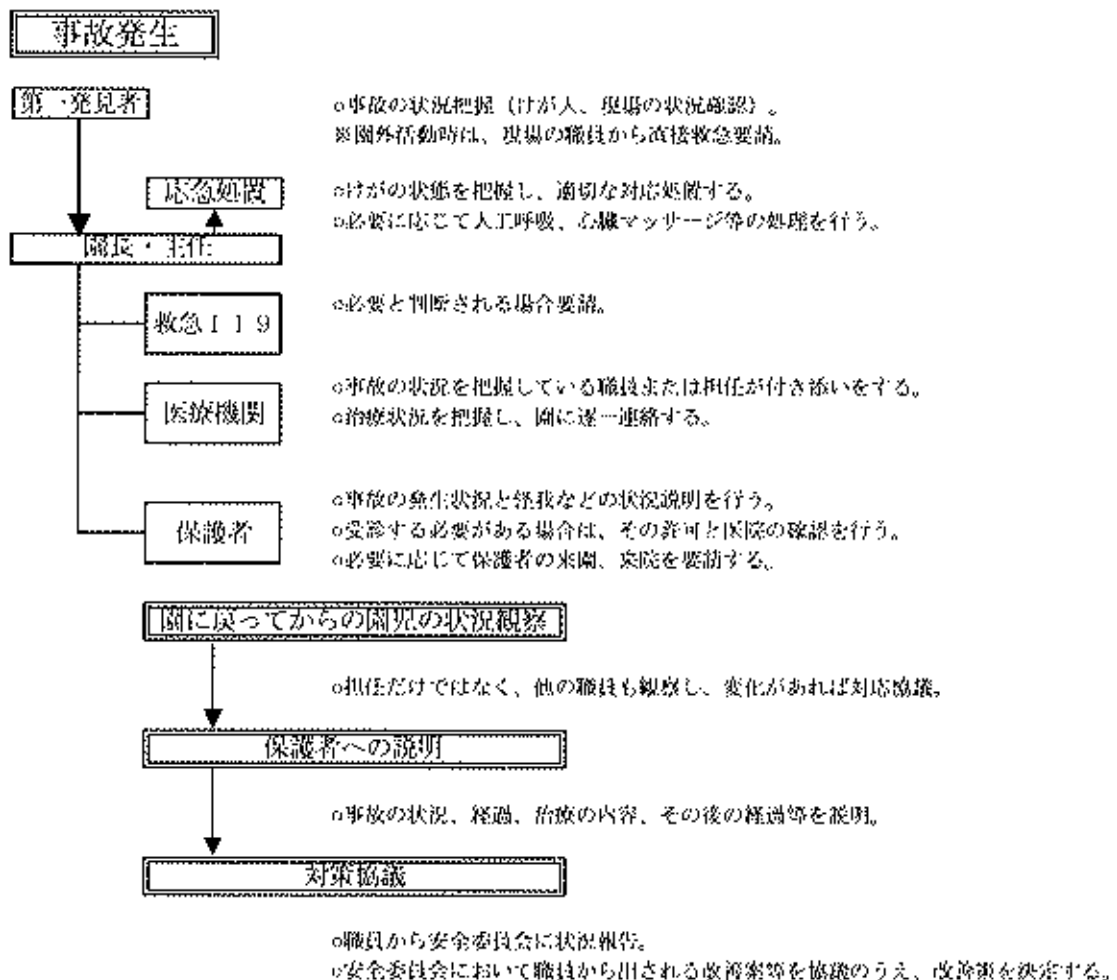
- ・事故発見者は、事故の正確な状況を速やかに園長に報告する。
 - ◇事故の状況（誰が、いつ、どこで、なぜ、どうした）
 - ◇現在の状態（出血や打撲の有無、顔色、全身状態等）
- ・応援を求めて事故児への応急処置を行う。
- ・園外活動中の場合は、1人の保育士は事故の対応にあたり、もう1人の保育士は保育園からの応援が到着するまで園児とその場で待機する。
- ・園長は、事故の正確な状況を速やかに事故児の保護者に報告する。
- ・下記のような症状の場合は、救急車を要請しすぐに医療機関を受診する。マイナンバーカードは後ほど保護者に持って行ってもらう。

- ◇意識が「もうろう」としている、または「うとうと」している場合。
- ◇けいれん、引きつけを起こしている場合。
- ◇呼吸困難を起こしている場合。
- ◇顔色が悪く、「ぐったり」している場合。
- ◇吐き気や嘔吐を繰り返している場合。
- ◇薬品、電池等を誤飲した場合。
- ◇出血が止まらない場合。
- ◇熱傷や火傷の面積が広い場合。
- ◇骨、関節が強度の変形をおこなっている場合。

- ・医療機関へ受診する場合は、職員が事故児の健康調査票を持参して付き添い、事故の状況、園児の既往歴、アレルギーの有無、体重等を正確に医師へ伝える。
- ・医療機関へ付き添った職員は、随時、受診状況等を保育園へ報告する。
- ・医療機関の診察、検査結果、今後の受診、費用等について、事故児の保護者へ報告する。
- ・事故の関係職員は事故翌日までに事故状況をまとめた報告書を園長に提出し、さらに安全委員会へ報告する。

③事故発生時対応フローチャート

(5) 事件への対応



- ・場合によって警察に協力を要請する。
- ・対象保護者に連絡する。

(6) 食中毒発生時の対応

保育園において万一食中毒が発生した場合、安全委員会の指示に従い下記の対応をとる。

①食中毒の疑いがある職員、園児を病院に搬送する。

※食中毒患者またはその疑いがあるものを検診した医師は最寄りの保健所に24時間以内に文書、電話または口頭により届け出る義務がある。

<届け出事項> ・医師の住所、氏名

- ・患者またはその疑いのある者、死者の所在地、氏名、年齢
- ・食中毒の原因
- ・発病年月日、時刻
- ・診断または検案年月日、時刻

②患者数、症状等を調査する。

- ・人員と患者数、患者の症状（初期症状、下痢状況と回数、嘔吐回数、発熱の有無、症状の程度）等を安全委員会が調査する。
- ・給食従事者に下痢、化膿性疾患等がなかったかを確認する。あれば直ちに就業を停止して、園医の指導を受け検査、受診する。

③検体および必要文書を確保し、保健所の要請に応じて提出する。

| 食中毒発生時の対応 | 担当 |
|----------------|---------|
| 調理記録、給食日誌の用意 | 栄養士 |
| 食材、保存食の保管状況の確認 | 栄養士、調理員 |
| 前2週間の献立表の確認 | 栄養士 |
| 食材納入状況の確認 | 調理員 |
| 納入業者一覧の用意 | 栄養士 |
| 調理員の検便検査結果の用意 | 調理員 |

④二次発生の防止措置をとる。

- ・トイレの消毒
- ・布団の消毒および布団室の消毒
- ・給食室の消毒（但し、保健所の指示を受けて行う）
- ・発症もしくは下痢等の症状があった調理員は、ただちに就業を停止して、園医の指導を受け検査、受診する。

(7) 警戒宣言(地震予知情報)が出された場合の対応

① 保育園の出入り口の管理

- ・門と玄関は、9:00～16:00の間施錠する。この時間帯保護者はインターホンによりクラス、園児氏名を職員に告げ、確認後入室する。退室する場合は、職員に告げてから退出する。

② 不審者への対策、対応

○事前対策

- ・父母以外が迎えに来る場合は、父母が事前に保育園へ連絡し、その確認をした後引き渡す。
- ・園外で園児がトイレに行く場合は、保育士が事前にトイレ内を確認してから使用させる。
- ・普段から保護者、地域住民及び関係機関等と協力関係を構築しておく。
- ・通常の保育の中で、以下の内容を園児に繰り返し伝える。
 - ◇見知らぬ人に誘われたら、「イヤ」と言って逃げる。保育士に告げる。
 - ◇身体に触れようとされたら、大きな声をあげて逃げる。
 - ◇見知らぬ人に話しかけられたら、腕2本分の距離をとり、すぐに逃げられるようにする。

○対応

- ・送迎時間帯において不審者を見かけた場合は、身元の確認（園児氏名、続柄等）を行い、不審者と認めた場合はホイッスル等で周囲に危険を知らせ、非常ドア等を閉める等して可能な限り保育室に入れられないようにする。また、警察に通報する。
- ・送迎時間帯以外に不審者が来園してきた場合（インターホンにより身元確認が出来ない者が来園した場合等）、警察に通報する。→不審者対応の手引
- ・担当保育士は園児から離れないようにして、安全な場所へ誘導する。不審者への対応は、可能な限りフリー保育士等が当たる。
- ・園外で不審者に遭遇した場合は、園児を集めて安全な場所へ誘導する。場合によっては保育士は大きな声を出す等して周囲に助けを求める。

③ 行方不明、迷子への対策、対応

○対策

- ・園内の物置等には使用後に鍵をかけ、園児に勝手に入れられないようにする。
- ・園外活動中に、他園の園児と遭遇した場合、人混みの中を通る場合、交通機関の乗降時等には人数確認を行う。
- ・通常の保育の中で、勝手に園外に出ないように園児に繰り返し伝えていく。
- ・送迎時に門を開ける際には、保護者は他の園児を出さないように注意する。

○対応

- ・行方不明、迷子に気付いた保育士・指導員は、園長に連絡する。
- ・園外活動中の場合は、1人の保育士は捜索にあたり、もう1人の保育士は保育園からの応援が到着するまで園児とその場で待機する。
- ・園長から全職員に連絡し、捜索活動を開始する。
 - ◇1次捜索体制：フリー保育士、1階、2階より各1名で捜索
 - ◇2次捜索体制：合同保育にして可能な限り多数の職員で捜索

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、園児はすみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。保育園は、警察や行政機関と連絡を密にし、常に情報を公開する。

(8) 防災情報発令時

- ・別記〔防止情報発令時の対応基準〕に則り、休園・当園自粛要請を判断する。天草市からの指示が災害の実態に間に合わない場合、園長判断を優先する。
- ・職員が通行止めなどの理由で出勤不可能な場合、園児・職員を一つの部屋に集めて保育を行う。職員が出勤できず保育や給食提供が不可能な場合は休園とする。
- ・天候急変が予想される場合、保護者に連絡して引取を依頼する。園長命令により、遠方の職員より早めに帰宅させる。

第3章：安全・衛生管理について

3-1. 保育中の衛生管理

一般に、ウイルス、細菌、寄生虫等の微生物によって引き起こされる病気をまとめて感染症といい、人から人へと移っていく場合を伝染病とよぶ。

保育園のような集団生活では伝染性の病気は流行する危険性が高くなるので、衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが必要となる。

(1) 園児の衛生管理

- ・外遊び後、トイレ後、食事前、おやつ前には手洗いをする。
- ・爪を短く切るよう、保護者に伝える。
- ・手洗い後は、ペーパータオルを使用し、食事、おやつの手拭きタオルは個別のものを使用する。
- ・水場のコップは、毎朝各クラスに配る。病気が流行している時期は1日3回交換する。
- ・一度使用したティッシュは、再度使用しない。
- ・保護者が毛布にカバーを掛ける。
- ・掛け布団カバーは保護者が月末に洗濯する。
- ・午睡用のシーツは、0歳児は週1度、1歳児以上は2週間に1度（夏場は毎週）、保護者が週末に洗濯する。

(2) 保育室の環境

- ・冬季は、温度17～24℃、湿度40%以上になるように暖房、加湿器等で調節する。
- ・冬季の暖房使用中は、適宜に換気する。

(3) おむつ交換（0、1歳児）

- ・おむつ交換シートの上で行い、汚れたおむつは専用トレーにまとめてバケツに入れる。
- ・便等でお尻が汚れている場合は、綿花できれいに拭き取る。
- ・交換後は、必ず石鹸で手を洗う。
- ・おむつカバー、衣類が汚れた場合は、拭き取った（または簡単に洗った）後ビニール袋に入れ、汚れ物袋に入れる。

※2歳児以上：排泄が自立していない場合、尿や便、汚物で汚れた床等はその都度消毒する。

(4) おもちゃの洗浄、消毒（0、1歳児）

| | | |
|------------|-------------------|------------------|
| 洗えるもの | 子どもが口に含んだ場合は流水で洗う | |
| | スプーン | 週1回念願日にミルトンで消毒する |
| | カラーコップ | |
| | おしゃぶり | |
| 上記以外のままごと類 | 2ヶ月に1回洗浄する | |

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| | ぬいぐるみ 布製のおもちゃ | 年2回(8月、3月)洗濯する |
| 洗えないもの | ホコリをはらって、日光にあてる | |

(5) 保育室等の清掃

<1階>

| | | |
|--------|------------------|----------------------|
| 保育室 | 毎朝、掃除機をかける | |
| | 毎日、食後、おやつ後に水拭きする | |
| トイレ | 毎日、水拭きする | |
| ホール | 毎日、保育終了後に掃除機をかける | |
| その他 | テーブル | 食事・おやつの前水拭きする |
| | おむつ交換シート | 週1回洗濯する |
| | ホールマットシート | 週1回洗濯する |
| | 台拭き・タオル | 毎日洗濯する |
| | 加湿機(冬) | 毎日水を入れ替える、週1回フィルター清掃 |
| | 汚れ物入れ・ロッカー | 消臭剤を置く。換気する |
| 哺乳瓶・乳首 | 洗った後、煮沸消毒をする | |

※尿や便、汚物で汚れた場合

床 : その都度消毒液で拭く

シート : その都度洗濯する

<2、3階>

| | | |
|-----|------------------------------------------|----------------------|
| 保育室 | 毎日、食後に掃き掃除をし、水拭きする | |
| | 毎日、おやつ後と保育終了後に掃き掃除をする | |
| トイレ | 毎朝夕、水拭きする 汚れた場合、清掃し消毒する 毎日、夕方に水を流す | |
| ホール | 毎朝掃除機をかける | |
| その他 | テーブル | 食事・おやつの前水拭きする |
| | 台拭き・タオル | 毎日洗濯する |
| | 加湿機(冬季) | 毎日水を入れ替える、週1回フィルター清掃 |

※感染症が発生している時期には、シート、タオル等は洗濯後に消毒する。

(6) 消毒液について

- ・消毒液は人体にかかっても安全なトリゾン液(10%塩化ベンザルコニウム液)を、50～200倍希釈溶液を布片で擦布、清拭きするか、または噴霧する。
- ・必ず園児の手の届かないところに保管する。

- ・日に入った場合は、水でよく洗い流すこと。

(7) 砂場、園庭

- ・砂場は、使用后、ネットをかけて動物の糞による汚染を防ぐ。数週に一度、忌避剤を散布する。

(8) プールについて

- ・プールの水は毎日交換する。
- ・プール使用前後に流水で汚れを落とす。
- ・プール清掃後はシートをかける。
- ・0～1歳児のプールは消毒液を使用しない。
- ・2～5歳児のプールには消毒液(※)を使用する。

※消毒液 <次亜塩素酸ナトリウム溶液> 濃度：0.4～1.0ppm

※残留塩素による殺菌効果

| 残留塩素 | 死滅する菌(死滅時間：15～30秒) |
|---------|-------------------------|
| 0.1ppm | チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、淋菌、コレラ菌 |
| 0.15ppm | ジフテリア菌、脳脊髄膜炎球菌 |
| 0.2ppm | 肺炎球菌 |
| 0.25ppm | 大腸菌、溶連性連鎖球菌 |
| 0.4ppm | アデノウィルス不活化 |

3-2. 給食室の安全衛生管理

ここでは、保育園給食による食中毒を予防するための重要管理事項を示す。

(1) 入室時の確認事項

- ・室温、湿度の確認を行い、室温に応じて窓の開放、エアコン等で調節する。
- ・冷凍冷蔵庫の温度チェックを行う。10℃以上であった場合は、ただちに業者へ連絡して点検、修理を行う。また食材に少しでも腐敗等の可能性のある場合は廃棄する。
- ・シンクの水道をすべて開けて水を出し、数分後水質(色、臭い、にごり等)を確認する。

(2) 手洗い手順

- ・ハンドソープで洗浄した後、流水でよくすすぐ。
- ・逆性せっけん(10%塩化ベンザルコニウム液)を希釈した液を手にかけてすりこみ、流水でよくすすぐ。
- ・ペーパータオルで拭く。

※手に傷がある場合や手荒れがひどい場合は、処置後手袋を着用し、上記手順で手洗いをす
る。

(3) 調理時の安全衛生管理

- ・調理台をアルコール除菌剤で拭きあげてから調理を開始する。
- ・異物混入の有無を確認する。
- ・調理中に肉、魚、卵等を置いた場所、汚れがついたところは、直ちにキッチンペーパーで拭き、アルコール除菌剤で拭きあげてから使用する。
- ・調理中に次の状況になった場合、手洗い手順に従い直ちに洗う。
 - ◇生魚、生肉、生卵を処理した後に、調理済みのおかずや生食用のトマト、果物を扱う場合
 - ◇洗い物をした後
 - ◇ゴミの処理を行った後
 - ◇給食室を離れて再度調理に取り掛かる場合
- ・給食に使う原材料、調理済食品全てを約50gずつ袋に取り、冷凍庫で2週間保存する。
- ・生食できるものは、トマト及び果物のみとする。他の野菜はすべて75℃以上で1分以上ゆでる。
- ・調理した食品は、すべて中心温度を確認する。魚肉、卵料理は、90℃以上になっていること、汁物は沸騰していることを確認する。
- ・園児に配膳する前に、園長や保育士が交替で、栄養、嗜好、衛生的見地から点検のための検食を行い、実施時間、検食者氏名、所見等の結果について検食簿（給食日誌）に記録する。
- ・盛り付けの際には、食品に直接手で触れない。
- ・配膳後の食品には布をかけて埃等が入らないようにする。

(4) 調理器具、調理施設の衛生管理

- ・まな板と包丁は、魚肉用、果物用、離乳食用と各々区別して使用し、洗浄後に殺菌庫へ保管する。
- ・ボールとザルは、魚肉用、野菜用と区別して使用し、洗浄後に殺菌庫で殺菌後、所定の棚に保管する。
- ・食器とトレイは、洗浄後、食器乾燥消毒庫にて保管する。
- ・布巾は、洗剤等でよく洗浄して汚れを落とした後に塩素漂白を行い、その後水でよくすすいでから乾燥させる。
- ・スポンジ、タワシ、タワシ入れは、一日のすべての作業終了後に煮沸消毒する。
- ・退室時は、戸締り、ガスの元栓、電気の消灯を確認後、防火扉を閉める。

(5) 廃棄物の衛生管理

- ・天草市のチェックリストに基づき、廃棄物の管理を行う。
- ・外の専用ゴミ保管場所へ出す。

※廃棄物回収日

原則火、金曜日に軽トラックに積む。休日やクリーンセンターの休所日はその都度考慮

(6) 行事の際の衛生管理

- ・園で行われる公式行事（夏祭り、調理実習等）時は、通常時と同様の衛生管理を行い、万が一食中毒等の事故が起きた場合は、園が責任を負う。
- ・園で行われる非公式行事（保護者会交流会等）時には、利用者は園に保育園利用届（様式…安6）を提出しなければならない。それに対し、園は利用内容に衛生上の問題がないことを確認したうえ、利用者に衛生管理上の注意事項を知らせ徹底させる。この注意事項を遵守せずに、万が一食中毒等の事故が起きた場合は、主催者側が責任を負う。

（7）その他の注意事項

- ・食材は年齢に合った大きさに切る(葡萄、ミニトマト、さくらんぼなどは皮を剥いて1/4)。
- ・白玉や餅、個別包装チーズなど、喉に詰まりやすい食材は提供しないか、詰まらない調理をする。
- ・硬すぎたり滑りやすい食材(豆、餡)は使用を避けるか、適切に調理する。
- ・配膳時、各クラス園児の人数や、食器の教え間違いがないか確認する。
- ・アレルギー食には1つ1つの食器にラップをかけ、名前を記入してトレーを別にする。
- ・アレルギー児童の情報(写真付一覧)を共有する。エピペンの使用法を把握する。
- ・味噌汁等の汁物は食べる直前に運ぶ（もも、きく、さくらんぼ組）。
- ・防火扉の開閉時には、周囲に人がいないか声をかける等して確認する。
- ・配膳時等、常に園児の動きに注意をはらい、ぶつかったり転んだりしないよう注意する（急に振り向いたり、立ち止まったりしない。トレーは園児の高さで持たない等）。

第4章：健康管理について

保育園は、園児が心身ともに健康でそれぞれの順調な発育、発達を保障できるように、日々の健康観察とその対応を熟知し、また安全で清潔な生活環境の場を整える必要がある。

4-1. 園児の健康状態の把握について

- ・個々の園児をきちんと把握するために、毎日の健康状態を観察する（平熱、顔色体調が崩れると現れる変化等）。また定期的な健康診断を行う。
- ・予防接種歴、既往歴等を、毎年4月に保護者が確認する。
- ・誰が見てもわかるように、個別記録表に記入しておく。
- ・嘱託医、地域の保健センターとの連携を図る。
- ・家庭との連携を図るために、保育園の様子を「園だより」、「健康掲示板」等で知らせるとともに、家庭でも健全な生活習慣を心掛けるよう呼びかける。
- ・園児が感染症等により欠席した場合は、保育園は病名、発生状況、潜伏期間、症状等を健康掲示板に掲示する。

4-2. 身体測定、健診について

(1) 身体測定、各健診について

- ・身体測定 — 0歳児 : 月1回
1歳児 : 月2回
2階クラス : 3ヶ月に1回
- ・園内健診 — 0歳児 : 月1回
1歳児 : 2ヶ月に1回
2～5歳児 : 年2回（前期、後期各1回）
- ・歯科検診 — 年1回

※園内健診を受けられなかった園児は、次月の健診を受ける。

(2) 身体測定、健診結果の管理について

- ・入園時健康調査票をファイルに入れ保管する。
- ・園内健診の結果は園医が記載、身体測定は担任が記載して個人ごとに保管する。

4-3. 毎日の健康状態の観察について

- ・保護者から体調不良の報告があった場合及び外遊び等に関して要望があった場合は、各クラスの掲示板に記入するとともに口頭で担当保育士に伝え、適切な援助を行う。
- ・園児の様子（表情や顔色）を観察する。
- ・病欠欠席の場合は、その事由を記録する。
- ・食欲がなく、いつもより食べる量が少なかったり、普段と違い「何かおかしいときは気をつけて見ていき、連絡ノート等を用いて保護者に伝える。
- ・保育中に病欠、事故等があった場合には、必ず口頭または連絡ノートで当日中に保護者に伝える。

4-4. 症状への対応

(1) 微熱はあるが一般的に状態はよい場合

- ・室内で安静にする。

(2) 熱がある場合

- ・38℃以上の熱がある場合（もしくは37℃台の熱でも元気がない、食欲がない等の症状がある場合）、保護者に連絡を入れ、迎えを依頼する。
- ・熱が高い場合は、冷却シートやアイスノンで冷やす。
- ・水分補給を十分に行う。
- ・前日からの体調や、流行している病気、予防接種等の状況を調べる。
- ・ぐったりしているときは、布団に寝かせる。

(3) 熱性けいれんを起こしてしまった場合

- ・保護者に連絡を入れる。
- ・安静にして衣類をゆるめ、窒息防止のために顔を横に向ける。
- ・けいれんを起こしている間は、呼んだり動かしたりしない。
- ・意識はあるか、目はどちらを向いているか、呼吸の有無、顔色、唇の色、失禁の有無、どの部位がけいれんしているのか、時間等を記録して複数の職員で対応する。
- ・他の職員は、他の園児を別の部屋へ移動する。
- ・けいれんがおさまったら、体温を測定し記録する。
- ・けいれんが5分以上続くときは、救急車を呼ぶ。
- ・熱性けいれんの既往歴がないか健康調査票で確認する。

(4) 嘔吐、下痢をしている場合

- ・吐いた原因を探る（咳き込む、頭を打つ等）。
- ・下痢の症状、量、回数を確認する。
- ・血便、白い便の場合は、すぐに受診するよう保護者に伝える。
- ・症状に応じて栄養士に相談し、食事内容に変更する。

(5) 咳が出ている場合

- ・咳の症状（乾性、湿性、喘鳴を伴う等）をよく確かめる。
- ・喘息発作は、湯冷ましを飲ませた後、腹式呼吸（足を伸ばして床に座らせ、背中を丸めさせて吸うよりはくよう声をかける）させる。
- ・喘息発作が起こった場合は、保護者に連絡する。
- ・年少児では、誤飲による気道異物にも注意する。

(6) 眼充血、目やにがある場合

- ・眼科にて受診するよう保護者に伝える。

(7) 感染症の疑いがある場合 (※4～5参照)

- ・相談室で保育をし、すぐに保護者に連絡をして、医師の診察を勧める。
- ・保護者や兄弟姉妹に感染症の疑いがある場合は、園児の受け渡しは相談室で行う。

(8) その他

- ・頭部打撲、虫さされ、異物の体内への混入、外傷については、園長、主任に報告し、適切な処置、対応をする。場合によっては(事故性が強い、重傷である等)園長は安全委員会へ報告する。
- ・食物アレルギーの発作が起こった場合は、全身状態を観察して保護者に連絡する。全身に発疹が出たり、呼吸困難を伴うなど重度の発作の場合は、速やかに病院へ搬送する。

4-5. 感染症への対応

(1) 保育園で見られる感染症及び登園停止基準

| 感染症名 | 登園停止基準 |
|------------------|---------------------------------------------------------------|
| ◆インフルエンザ | 感染したあと5日を経過し、解熱後2日経過するまで |
| ◆新型コロナウイルス感染症 | 感染したあと5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過 ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として5日を経過 |
| ◆百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| ◆麻疹(はしか) | 解熱した後3日間を経過するまで |
| ◆ポリオ(小児まひ) | 急性期の主要症状が消退するまで |
| ◆ウイルス性肝炎 | 主要症状が消退するまで |
| ◆流行性耳下腺炎(おたふく) | 耳下腺の腫れが消失するまで |
| ◆風疹(三日はしか) | 発疹が消失するまで |
| ◆水痘(水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| ◆咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| ◆流行性結膜炎 | 治癒するまで |
| ◆急性出血性結膜炎 | 同上 |
| ヘルパンギーナ | 主治医が登園して差し支えないと認めたとき |
| 手足口病 | 同上 |
| ◆溶連菌感染症 | 有効治療を始めてから2～3日たって |
| 乳児嘔吐下痢症(ロタウイルス等) | 主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき |
| 感染症胃炎(小型球形ウイルス) | 同上 |
| マイコプラズマ肺炎 | 同上 |
| 突発性発疹 | 同上 |
| ヘルペス性歯肉口内炎 | 同上 |

| | |
|-------------------------------------------------------|------------------------|
| ◆とびひ（伝染性膿か疹・皮膚化膿症） | 他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき |
| ◆腸管出血性大腸菌感染症 (0-26,0-104,0-111,0-126,0-145,0-157等) | 菌が消失し、主治医の許可後 |

◆印は登園許可証が必要なもの

（２）感染症が疑われる場合

- ・対象となる病児を隔離する。
- ・保護者に連絡し、症状を報告して速やかに迎えを依頼する。
- ・保護者に医療機関への受診を依頼し、登園許可証の必要性の有無を伝える。
- ・保護者は受診結果を保育園へ報告する。

○発疹が出た場合：麻疹、風疹、水痘、溶連菌感染症、突発性発疹、手足口病の疑い

- ・本人の予防接種歴、既往歴を確認する。
- ・発疹の出方、部位、状態を観察する。
- ・発熱の有無、熱型を確認する。

○眼充血、目やにがある場合：プール熱、流行性結膜炎の疑い

- ・保護者において眼科医の受診を依頼する。

○発熱した場合

- ・高熱が出たら、症状、感染症状況、予防接種歴、既往歴等から判断する。

○その他の症状

- ・耳の下の腫れ：おたふく風邪
- ・微熱と咳：マイコプラズマ肺炎、結核、百日咳
- ・嘔吐、下痢：ロタウイルスによる乳児嘔吐下痢症、感染性胃腸炎
- ・下痢、血便：病原性大腸菌
- ・高熱と口内炎：ヘルペス性菌肉口内炎

（３）感染症が発生した場合

- ・病名、主症状、潜伏期間、注意事項等を掲示し、保護者に伝える。
 - ・園児の既往歴と予防接種歴を確認する。
 - ・登園許可があるまで、登園を停止する。
 - ・潜伏期間を含めて、感染可能期間は、その発症に十分注意する。
 - ・医師による登園許可が出たら、登園許可証が必要な場合は保護者が保育園に提出する。
- ※保育園に出入りする者（職員、保護者等）に発生した場合は、速やかに保育園に報告する。報告を受けたら、保育園は発生状況等を園内に掲示する。

（４）疾患別の対応

○麻疹（はしか）

- ・園長、園医に連絡する。
- ・予防接種の接種状況を確認する。

- ・未接種児の保護者に説明し、主治医に相談するよう保護者に伝える。

- 水痘（水ぼうそう）
 - ・感染力が強いため、他児の発疹の発生状況に気をつける。
- 伝染性膿疱瘡（とびひ）
 - ・皮膚科を受診をし、早めに処置治療する。
 - ・治癒するまで、水遊び（プール遊び）はしない。
- カンジダ性皮膚炎
 - ・皮膚科を受診する。
 - ・手洗いを徹底する。
- 伝染性軟属腫（水いぼ）
 - ・皮膚科を受診し、除去する。
 - ・プール遊びは別にする。
 - ・タオルの共有はせず、個人用のタオルを家庭で用意する。
- 感染症下痢症（ロタウイルス等）
 - ・唾液、便を通じて感染していくので、手洗い、消毒の徹底をする。
 - ・おむつカバー、床等の消毒を必ず行う。
- 病原性大腸菌
 - ・日常の保育の注意点
 - ◇水様性の下痢が4～5日続く場合は、注意する。
 - ◇園児の便性の変化に留意する。
 - ◇職員の便性の変化に留意する。
 - ◇各職員の手洗いを徹底する。
 - ◇下痢の取り扱いに注意し、1人が終わった時点で石鹸で手洗いと消毒をし、他への菌の付着を防ぐ。
 - ・病原性大腸菌がプラスと出た場合
 - ◇ベロ毒素を持つ持たないに限らず、登園停止とする。
 - ◇便培養の結果がマイナスになったら、保護者は結果を園に提出する。
 - ・腸管出血性大腸菌（ベロ毒素を持つ）の場合
 - ◇保健所に速やかに届けを出して、指示を受ける（職員、園児の検便、消毒について等）。
 - ◇トイレ、保育室を消毒する。
- 感染症胃炎
 - ・吐物処理した場合は、手洗いと消毒を行う。
- インフルエンザ
 - ・発生の状況を把握し、園内に掲示する。
 - ・手洗い、うがいの励行、発熱2日以内に受診が必要なこと等を保護者に伝える。
- 流行性結膜炎（はやり目）
 - ・降園後、触れたと思われるところは消毒する。
- 頭ジラミ
 - ・保護者に報告し、駆虫（スミスリンシャンプー等）するよう伝える。
 - ・全園児の保護者に伝え、頭髪をチェックをするよう伝える。
 - ・洗髪は2週間程度毎日丁寧に洗うよう伝える。
 - ・卵がなくなるまでは、家庭と保育園で連携し、頭髪をチェックする。

- ・シーツ、布団カバー等頭に触れる物は、保護者が毎日持ち帰り熱湯処理する。
- ・寝具を日光消毒する。
- ・午睡時は他児の頭と接触しないように、間隔をあける。

○ぎょう虫

- ・ピンテープによる検査を行う。
- ・陽性が出た場合は、かかりつけ医か薬局に相談して、駆虫を行う。駆虫後再検査をし、陰性の結果が出たら保護者は保育園に報告する。
- ・陽性の園児がいる場合は、布団や床は掃除機でよく吸い取る。
- ・天気の良い日は、布団を日光消毒する。

4-6. 予防接種について

- ・ワクチンで予防できる疾患は、接種時期に積極的に受けるよう勧める。
- ・感染症の既往歴、予防接種状況等を、入園時に保護者が健康調査票に記入する。
- ・感染症に感染した場合や予防接種を受けた場合は、速やかに保育園に報告する。保育園は健康調査票に記入する。
- ・BCGについては、4ヶ月健診で実施されるので、未実施の園児の保護者には、所管の保健センターへ相談することを勧める。
- ・インフルエンザは、任意接種だが感染すると乳幼児は症状が重く、合併症を併発するおそれがあるため、毎年インフルエンザが流行する12月、1月の2ヶ月前に予防接種をうけることを勧める。

ワクチンの種類と特徴

| ワクチン名 | 主な特徴 |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 生ワクチン | 生きた病原体の毒性を弱くしたもので、軽くその病気にかかったようにして免疫をつけるもの。ポリオについては接種日当日の接種後は登座不可。 |
| 不活化ワクチン | 病原体を殺して、免疫をつけるのに必要な部分を取り出し、毒性をなくしたもの。数回接種する。 |
| トキソイド | 細菌がつくる毒性を取り出して毒性をなくしたもの |
| mRNAワクチン | ウィルスの蛋白質を作る元になる遺伝情報の一部。 |

※接種後の注意

ポリオの場合、1ヶ月以内は菌が残っているので、便の後は必ず手洗いする。

予防接種一覧表

| 予防接種名 | 予防目的 | ワクチン | 接種回数 | 回数 | 備考 | 接種時期 | 接種場所 |
|-----------|-----------------|-------------|------|----|----------------------------------------------|------------------|---------------|
| 白喉 破傷風 | 白喉、破傷風の予防 | DTaP | 3回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月、24ヶ月に接種する。24ヶ月以降はDTaP-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月、24ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 百日咳 | 百日咳の予防 | DTaP | 3回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月、24ヶ月に接種する。24ヶ月以降はDTaP-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月、24ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 三種混合 | 麻疹、流行性腮腺炎、風疹の予防 | MMR | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はMMR-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 麻疹 | 麻疹の予防 | MMR | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はMMR-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| おたふくかぜ | おたふくかぜの予防 | MMR | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はMMR-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 肺炎 | 肺炎球菌感染症の予防 | PCV | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はPCV-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 水ぼうそう | 水ぼうそうの予防 | MMR | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はMMR-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| 日本脳炎 | 日本脳炎の予防 | JEV | 2回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降はJEV-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |
| インフルエンザ | インフルエンザの予防 | インフルエンザワクチン | 1回 | 1回 | 生後6ヶ月以降は毎年接種する。生後6ヶ月未満は接種できない。 | 生後6ヶ月以降、毎年 | 保健センター、小児科、産科 |
| 日本赤痢 | 日本赤痢の予防 | 日本赤痢ワクチン | 1回 | 1回 | 生後12ヶ月、18ヶ月に接種する。18ヶ月以降は日本赤痢ワクチン-IPVに切り替える。 | 生後12ヶ月、18ヶ月 | 保健センター、小児科、産科 |

4-7. 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防について

それまでの健康状態、及び既往歴からその死亡が予想できず、しかも死亡状況及び剖検によってもその原因が不詳である、乳幼児に突然の死をもたらす症候群を乳幼児突然死症候群 (SIDS) と呼ぶ。

年間に500人以上が亡くなり、生後1~4ヶ月頃が最も多く、ほとんどが1歳までに発生している。原因が解明されていないが、寒いとき、うつぶせ寝、人工乳による哺育、保護者の喫煙等の要因が確認されている。

(1) 対策

- ・寝返りが出来るようになるまで (6ヶ月頃) は、うつぶせ寝にしない。
- ・0歳児クラスでは、固めの布団を使用する。
- ・タオルケット、毛布は顔にかからないようにする。

- ・枕元に不要な物は置かない。
- ・寝ているときは必ず保育士が寝番につく。

(2) 無呼吸に気づいたとき

- ・すぐに背中を強く叩き、刺激する（約5回）。
- ・すぐに他の職員に知らせ、119番通報する。
- ・口の中を一かきして、何か入っていないか確かめ、気道を確認し、蘇生をはじめる。
- ・保護者に連絡する。

4-8. 保育園における投薬について

(1) 原則

- ・本来、投薬は医療行為にあたる（法律で禁じられている）ため、職員は原則として行わない。
- ・園内で投薬する場合は、保護者が登園して行う。

(2) 塗り薬について

- ・塗り薬は保育園で揃え、原則として、保育園のものを使用する（薬の種類は園医と相談する）。
- ・薬の種類を表にし、きちんと把握する。
- ・アレルギー等で、かかりつけの医師と相談の上、保育園の薬では対応できないときには、保護者が個別に持参する。

保育園常備の塗り薬

| 品名 | 用途 | 備考 |
|------------------------|----------------------|-------|
| プロベイド（ワセリン） | 乾燥肌、接触性かゆみの防護 | |
| ヒルドイド（保湿剤） | 乾燥肌のかゆみ | 1日2回 |
| バラマイシン | 傷、火傷、擦り傷 | |
| ベシカム（アングラム） *非ステロイド | アトピー性皮膚炎、よだれ・かぶれ・あせも | 1日2回 |
| エクラー *糖ステロイド | 虫さされ（腫れ） | 事務室保管 |
| エキザルベ | オムツかぶれ | |

(3) やむをえず、薬を預かる場合

- ・体質改善のため継続して服用している場合。
- ・1日3回服用必須の薬であるが保護者が来られない場合。
- ・塗り薬、目薬等症状が強く、つけた方が良い場合。

※投薬についての注意点

- ・投薬依頼書を出す。
- ・医師に受診、処方された薬のみ預かる。

- ・1回分のみを預かる。もしくは、医師に相談し1日2回以下の薬を処方してもらうよう、保護者に伝える。
- ・薬の容器、薬袋に、園児の氏名を明示されてある事を確認する。
- ・薬は、園長または主任が園児の手の届かない場所に保管し、職員に周知しておく。
- ・薬は、園長または主任が与える（担任が確認する）。

その他の保育園常備の医療品

| 品名 | 用途 | 備考 |
|-------------------|--------------------------------|----|
| リバテープ | 切り傷、擦り傷の殺菌及び保護 | |
| マキロン | 切り傷、擦り傷、虫さされ、かゆみ、火傷の殺菌消毒 | |
| 熱さまシート | 熱の冷却 | |
| 温感バップ剤 鎮痛消炎視布剤 | 打撲、捻挫、骨折痛、しもやけ | |
| キップバイロール ザーネ | 軽い火傷、日焼け、雪焼けによる炎症、ひび、あかぎれ、かさつき | |
| 虫よけスプレー | 蚊、ぶよ、アブ、なんきんむし | |
| アンモニア水 | 虫さされ、虫さされによるかゆみ | |
| 体温計 体温計 | | |
| サージカルテープ | | |
| 滅菌ガーゼ・ネット包帯 | | |
| ベビー綿棒 | | |
| 皮膚清浄綿 | | |

4-9. 応急処置、救命処置

(1) 慌てずに正確な応急処置を行うために

- ・落ち着いて冷静に判断し、応急処置を迅速に正しく行う。
- ・周りの園児が大騒ぎしないように、隣のクラスの保育士に声をかける等して協力を求める。
- ・園長、主任に報告し、発生後速やかに保護者に連絡する。
- ・緊急を要するときは救急車を呼ぶ。

※救急車を依頼する場合の目安

- ◇意識が「もうろう」としている、または「うとうと」している場合。
- ◇けいれん、引きつけを起こしている場合。
- ◇呼吸困難を起こしている場合。
- ◇顔色が悪く、「ぐったり」している場合。

06
09
0409 30

- ◇吐き気や嘔吐を繰り返している場合。
- ◇薬品、電池等を誤飲した場合。
- ◇出血が止まらない場合。
- ◇熱傷や火傷の面積が広い場合。
- ◇骨、関節が強度の変形をおこなっている場合。

(2) 応急処置

<けがで出血したとき>

| 症状 | 応急手当 | 備考 |
|------------|-----------------------------|---------|
| 軽い出血 | ガーゼや清潔な布で、傷口を閉じるように押さえて止血する | |
| 出血がひどい | 圧迫して止血すると同時に手足なら心臓に近い部分をしぼる | 至急病院へ |
| ガラスや針が刺さった | 深い場合は無理に抜かない | 病院（外科）へ |
| とげがきさった | とげ抜きや消毒した針でほじりながら取る | |
| すり傷 | 泥や砂はよく洗い流し消毒する | |
| 切り傷 | | |

<頭を打ったとき>

| 症状 | 応急手当 | 備考 |
|-----------------|-----------------------------|--------------|
| 意識がない | 気道を確保する | 至急病院へ |
| 出血がひどい | 傷口をきれいなガーゼや清潔な布で押さえて止血する | |
| 繰り返し嘔吐がある | 吐いたものが気管やのどにつまらないよう横向きに寝かせる | |
| 顔色が悪くいつまでも元気がない | | 病院（小児科、脳外科）へ |
| 意識はある | 元気なときでも24時間安静にして様子を見る | |
| こぶができた | 安静にして冷たいタオル等で冷やす | |

<胸部や腹部を打ったとき>

| 症状 | 応急手当 | 備考 |
|---------------------|-----------------------------|-------|
| 意識がない、呼吸困難、ぐったりしている | 気道を確保する | 至急病院へ |
| 激しく泣いて痛がる | | |
| 顔が青ざめ嘔吐がある | 吐いたものが気管やのどにつまらないよう横向きに寝かせる | |

(3) 救命処置

①意識不明 → 気道確保

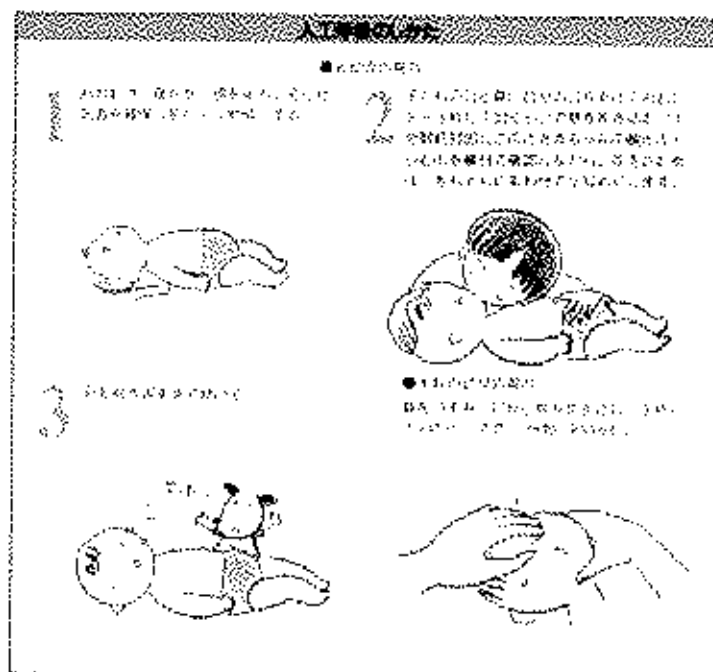
意識がないことに気づいた場合は至急救急車を手配する。それと同時に必要なのが気道確保。

※気道とは、口や鼻から肺までの呼吸をするための空気の通り道のこと。



②呼吸停止 → 人工呼吸

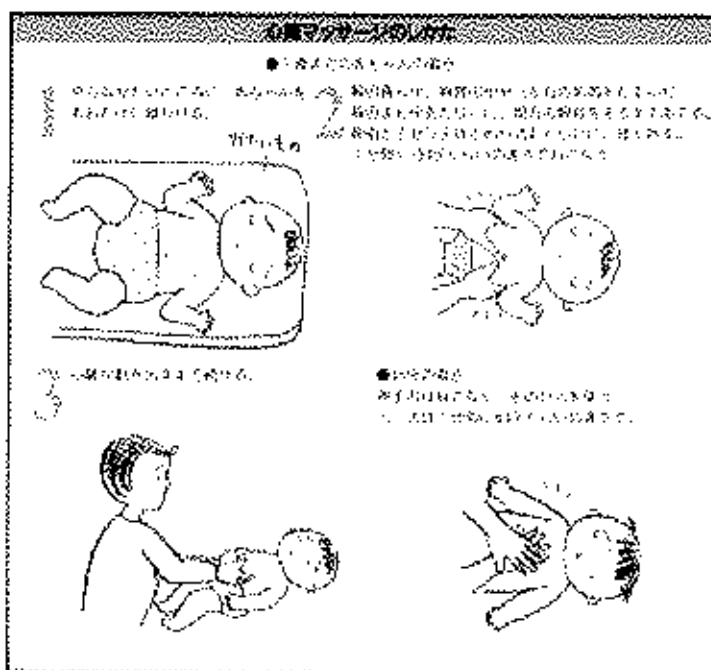
4分以上呼吸が停止すると、酸欠により脳が機能障害を起こす可能性が出てくる。呼吸が停止していることに気づいたら、救急車を呼ぶと同時に人工呼吸を開始する。



③心臓停止 → 心臓マッサージ

意識がなく呼吸も停止している場合は、心臓も停止していることがある。脈がないのを確認したら、すぐに人工呼吸と心臓マッサージを以下の手順で行う。

1. 人工呼吸を4回
2. 心臓マッサージを5回
3. 人工呼吸を1回
4. 心臓マッサージを5回
5. 3と4の繰り返し
6. 心臓が動き始めたらマッサージをやめ、呼吸をするまで人工呼吸を続ける



4-10. アレルギーについて

(1) アレルギー食を始めるにあたって

園では早期からアレルギーを考慮した離乳食を実施している。また、食品の安全性が問題になっているなか、添加物や化学調味料等をなるべく使わず、新鮮でより安全な、安心できる食べ物を選び、給食を作っている。そして園児が、小学校に入学するまでの期間に、アレルギー食対象児でもできるだけ早く、通常の給食が食べられるように、家庭と連携し、丈夫で健康な体づくりを目指す。

① アレルギー面談を開催する。

- ・年度途中で入園してきた園児及び保護者に対しては、入園前に個別懇談を行い、アレルギー初めとする健康状態に関する情報を提供してもらう。
- ・さくらんぼ組からの進級時に、アレルギー児に対する懇談を前年度の2月頃に開催する。

②アレルギー食（除去食）対象児は、必ず医師の診断を受けて、保護者が医師の指示に従っ

て、家庭においてアレルギー食をきちんと実行していることを、前提とする。症状に応じ、定期的に診断を受け、医師の指示を保護者が保育園に報告する。

| | |
|--------------|----------|
| 診断：在園児…3月、9月 | 保護者が問診票を |
| 新入園児…4月、10月 | 持参する |

※園児による年2回の園内健診時の診断でも良い。

(2) アレルギー食の進め方

- ①食品名、分量を書いた1週間分の献立表を保護者に渡し、保護者がチェックする。
- ②アレルギー対象児には、除去等を行うが、1歳児以上は基本的には家庭からお弁当を持参する。

<除去方法等>

| | |
|----------------|--------------------------------------------------------------|
| ご飯類 | 調理することにより食べられない場合、ご飯だけを出す。(米アレルギーを除く) [カレーライス、ハヤシライス、チャーハン等] |
| めん類 | スパゲティ、うどん、蕎麦、ラーメンのみを出す。 または汁だけを出す。 |
| サラダ 酢の物、あえ物 | 調理する前の野菜を塩、またはしょうゆで味付けして出す。 |
| おでん | 食べられないものは出さない。 (うずら卵、みそタレ、豆腐等) |
| 野菜のソテー | 下ゆでしてある物を、おひたしとして出す。 |
| 野菜スティック | 野菜だけを出す。 |
| お菓子類 | 食べられるものを出す。(ボンセン、こうりゃん等) |

- ・除去している園児の給食を間違えないように、1つ1つの食器にラップをかけて名前を記入し、必要に応じてトレーを別にする。
- ・担当保育士は必ずメニューと食事の内容をチェックする。
- ・アレルギーの園児が多い場合や劇症型の園児がいる場合は、テーブルを分けて食べる。
- ・ミルクを間違えないように名札をつける。

③アレルギー離乳食の進め方

- ・新しい食品は、家でためしてから保育園で取り入れる。
- ・新しい食品をためた場合は、保護者は食品名、摂取量等を保育園に報告する。
- ・さくらんぼ組の間、除去食は保育園で保障する。
- ・ミルクは1才3ヶ月まで保障する。ただし、極端に除去食が多い場合は延長する。

(3) 食料品経由以外のアレルギーについて

- ① 気管支喘息：塵、ダニ、動物の糞によるアレルギー反応によるもの。保護者と予め相談し、保育環境を整えておく(室内清掃、寝具の清掃、空気清浄機の使用)。
- ② アトピー性皮膚炎：。悪化因子としては、ダニやホコリ、食物、動物の毛、汗、シャンプーや洗剤、プール消毒の塩素など。保護者と連携し、皮膚への負担減に取り組む。
- ③ アレルギー性結膜炎・鼻炎：。ハウスダストやダニ、動物の毛に加え、季節性に症状を起こすスギ、カモガヤ、ブタクサなどの花粉、プール消毒用の塩素がアレルゲンとなる。土埃なども原因となるため症状によっては外遊びのあと、顔を拭く必要がある。